

事業者向け F A Q（よくある質問） 【第 5 版】

※本資料は、平成 26 年 8 月にお示ししたものに、内容の追加及び一部修正を加えたものです。

※第 4 版に一部修正、追記したものについては【追記】、今回追加した問については【追加】と表示しています。

※また、公定価格については、この F A Q の他、「公定価格に関する F A Q」を作成していますので、こちらも併せてご参照下さい。

平成 26 年 10 月

目 次

【幼稚園に関すること】 P. 1 ～

- Q 1) 利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。
- Q 2) 新制度に入らない（施設型給付を受けない）私立幼稚園の取扱いはどうなるのですか。質改善による充実は、私学助成についても実施されるのでしょうか。
- Q 3) 子ども・子育て支援新制度の施行時には、私学助成を受ける幼稚園として残り、数年後に施設型給付を受ける選択をすることは可能でしょうか。
- Q 4) いったん施設型給付を受ける施設として確認を受けた幼稚園が、その後、確認を辞退することはできますか。
- Q 5) 公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。
- Q 6) 公立幼稚園を設置する市町村は、公立幼稚園に係る施設型給付額を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならないのでしょうか。
- Q 7) 現在、2年保育しか実施していない公立幼稚園は、新制度への移行に当たり、3年保育を実施する必要はありますか。
- Q 8) 応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースがあるのでしょうか。
- Q 9) 私立幼稚園の利用者負担はどうなるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。
- Q 10) 幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。【追記】
- Q 11) 幼稚園及び認定こども園において、利用者負担が徴収できなかった場合、減収分の補填は行われるのですか。徴収できない場合の代行徴収は、具体的にどのような仕組みとなるのでしょうか。

Q 1 2) 幼稚園等の認定こども園への移行の意向は尊重されるのですか。人口減少地域でも移行できるのでしょうか。

Q 1 3) 教育標準時間認定を受けた子どもに係る施設型給付は、全国統一費用部分（国、地方が費用の2分の1ずつを負担）と地方単独事業部分（地方が費用の全額を負担）を組み合わせることとされていますが、地方単独事業部分を含め、確実に給付がなされるのでしょうか。

Q 1 4) 1号認定子どもについては、現在幼稚園が行っている翌日の準備や研修など、教員が幼児教育の質の維持、向上に充てる時間の確保ができるような公定価格の設定となるのでしょうか。

Q 1 5) 新たな幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。

Q 1 6) 幼稚園や幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼稚園の廃止の認可を受けることが必要でしょうか。

Q 1 7) 幼稚園での預かり保育はできなくなるのですか。

Q 1 8) 幼稚園での3歳未満児の受け入れはどのような扱いとなりますか。

Q 1 9) いわゆる附則6条園（旧102条園）はどうなるのですか。施行時に「みなし確認」を受けなければ、給付対象にならないのでしょうか。

Q 2 0) 施設型給付を受ける私立幼稚園に対する国の私学助成の取扱いはどうなるのでしょうか。

Q 2 1) 施設型給付を受ける場合の会計監査はどのような扱いとなりますか。

Q 2 2) 新制度に入って施設型給付を受ける場合であっても、これまでどおりの建学の精神に基づく特色ある幼児教育を行うことはできますか。教育内容に制約を受けることはありますか。

Q 2 3) 私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。

Q 2 4) 各私立幼稚園において、学校教育法体系に基づき学則（園則）を定めていますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 20 条の運営規程も別途整備しなければならないのでしょうか。

Q 2 5) 定員弾力化措置のルールがある保育所と異なり、私立幼稚園の中には、認可定員を大幅に超えた受け入れを行っている施設がありますが、私立幼稚園の定員超過についても、保育所と同様に取り扱われるのですか。【修正】

Q 2 6) 2号認定子どもが幼稚園に入り、特例給付を受ける場合の利用者負担額はどのようなのでしょうか。

Q 2 7) 入園料は、上乗せ徴収として月々の徴収でも、一度の徴収でも良いとされていますが、これまで入園時に一括徴収していた幼稚園が施設型給付に移行した場合、入ってきた年度によって、既に払っている子と月々徴収する子と、同一園で入った年度で徴収方法を変えても良いのでしょうか。

Q 2 8) 2号認定を受けた場合でも、幼稚園に入ることはできるのでしょうか。【追加】

Q 2 9) 認可定員を超過している私立幼稚園への対応について、平成 26 年 9 月 4 日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料 2 の取扱い（A～C）以外の取扱いは認められないのでしょうか。これよりも厳しい減算措置や、逆に緩やかな減算措置は可能なのでしょうか。私立幼稚園は認可定員を遵守することが原則ですが、新制度でその取扱いは変わったのでしょうか。また、この取扱いは、私立保育所にも適用して良いのでしょうか。

【追加】

Q 3 0) 幼稚園、認定こども園の 1 号認定子どもについて、利用定員を超過する申込みがあった場合の選考基準はどのようなものですか。また、選考基準はあらかじめ定めておく必要はありますか。【追加】

Q 3 1) 幼稚園や認定こども園が公認会計士等による外部監査を受ける場合でも、市町村からの監査を二重に受けないといけないのでしょうか。【追加】

Q 3 2) 新制度に入らない（確認を受けない）ための手続きはどのようにすればよいのでしょうか。【追加】

Q 3 3) 新制度施行当初は確認を受けずに私学助成を選択した私立幼稚園が、次年度以降

に新制度への移行を希望する場合の手続きはどうなりますか。【追加】

【保育所に関すること】 P. 17 ～

Q 1) 新たな幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。

Q 2) 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも 1 号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1 号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょう。

Q 3) 保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とするこどもについても直接契約となるのですか。

Q 4) 保育標準時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

Q 5) 保育短時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

Q 6) 保育短時間認定の子どもの受け入れについて、保護者の個々の就労実態に対応して 8 時間受け入れることが必要でしょうか。それとも、保育短時間児の保育時間を園として一律に設定してよいのでしょうか。また、延長保育との関係はどうなるのでしょうか。

Q 7) 保育所や認定こども園に対する施設整備費補助はどうなるのですか。また、公定価格における減価償却費加算との関係はどうなるのでしょうか。

Q 8) 現に保育所に入所している児童については、保育短時間認定の対象となる場合であっても保育標準時間認定しても良いのでしょうか。

Q 9) 例えば 1 日 8 時間・1 か月 14 日勤務の場合のように、1 か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、勤務日によっては 8 時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合、延長保育の利用による利用者負担発生の負担を避けるため、市町村の判断により保育標準時間認定を行うことは認められますか。また、例えば 1 日の就労時間は 5 時間ですが勤務時間帯が午後 1 時から 6 時までのため、保育の利用時間は 8 時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯（例えば午前 9 時～午後 4 時）を超えて施設を利用せざるを得ない場合はどうでしょうか。【追加】

Q 10) へき地保育所に対する現行のような補助はなくなるとのことですが、認可化が困

難な場合はどうするのですか。【追加】

【認定こども園に関すること】 P. 21 ～

- Q 1) 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。
- Q 2) 現在、幼保連携型認定こども園で、満3歳以上の保育に欠ける子どもの定員を設定していない場合、2号定員を設定しないままでも、27年4月から、新幼保連携型認定こども園に移行することはできますか。
- Q 3) 幼稚園型認定こども園については、2号定員を設定することは必要ですか。
- Q 4) 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。
- Q 5) 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで、学級を分ける幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能ですか。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能ですか。
- Q 6) 幼保連携型認定こども園では、満3歳に到達した子どもについて、学級編制を行う必要がありますか。また、行う場合、公定価格は、現行2歳児または3歳児のいずれの水準となるのですか。
- Q 7) 認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。
- Q 8) 今回、幼稚園の公定価格上の職員配置基準として、4・5歳児については30：1、3歳児については20：1とする方針が示されましたが、従来、35：1と定められていた認定こども園の短時間利用児の職員配置基準の取扱いはどうなるのですか。
- Q 9) 幼保連携型認定こども園とそれ以外の種類の認定こども園では公定価格に差は出るのですか。
- Q 10) 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。
- Q 11) 認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものが

ありますか。

Q 1 2) みなし認可を受けることとなる現行の幼保連携型認定こども園で「幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園・△△保育園」と名乗っている園は、単一の施設に移行することによって現状どおりの名称を名乗ることは認められなくなるのでしょうか。

Q 1 3) 幼保連携型認定こども園を運営する法人の一本化に伴い転籍する職員の退職金はどうなるのですか。

Q 1 4) 幼保連携型認定こども園においては、3歳未満の子どもの保育を担当する職員も保育教諭でなければならないのでしょうか。

Q 1 5) 幼稚園教諭の免許更新の手続きを行っていない幼稚園教諭の取扱いはどうなりますか。新制度移行に伴う経過措置は講じられますか。

Q 1 6) 幼稚園教諭免許の二種免許状のみ所有している者は、幼保連携型認定こども園の園長にはなれないのでしょうか。

Q 1 7) 認定こども園には子育て支援事業の実施が義務付けられていますが、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することは可能ですか。

Q 1 8) 遠隔地に分園を持っている法人が幼保連携型認定こども園になる際の分園の取扱いはどうなりますか。

Q 1 9) 各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成（一般補助）や保育所運営費は受けられますか。

Q 2 0) 減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%超の場合か、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。

また、減算するのは120%を超えた分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。

(例：認定こども園の施設全体で100人利用定員のところ、2年間130%の実利用がある。

1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合)

Q 2 1) 認定こども園を利用している保護者の就労状況が変化し、2号認定から1号認定に変更になった場合、1号認定から2号認定に変更になった場合、それぞれどのような

取扱いとなりますか。利用定員に空きがない場合には、退園しないといけないのでしょうか。

Q 2 2) 保育教諭に対する教育公務員特例法に基づく新規採用者研修及び10年経験者研修については誰が実施主体になるのですか。その内容や方法については、国が方針やモデル等を示す予定はあるのですか。また、今まで保育士として勤務していた職員が新たに保育教諭となった場合、新規採用者研修を受ける必要はあるのですか。【追加】

Q 2 3) 幼保連携型認定こども園になった場合、原則として11時間開園、土曜日開園することが必要とのことですが、土曜日も必ず11時間開園しなければならないのでしょうか。【追加】

Q 2 4) 認定こども園のみを設置する社会福祉法人について、評議員会を設置する必要はありますか。【追加】

Q 2 5) 認定こども園で3号定員を設定せず、満3歳に達した1号子ども・2号子どもを年度途中で随時受け入れる場合、外部搬入により食事を提供し独立の調理室を設けないことは可能ですか。【追加】

Q 2 6) 新幼保連携型認定こども園については、園児の園児要録（仮称）の作成・保存が義務付けられていますが、0～2歳児についても園児要録への記載が必要となるのでしょうか。現行どおり児童票を作成することになるのでしょうか。【追加】

Q 2 7) これまで保育を必要としない3歳未満児について認可外部分で受け入れを行っていた認定こども園が、新制度移行後も認可外保育施設の最低基準の範囲内で施設型給付とは会計を切り分けることで、引き続き受け入れることは差し支えないでしょうか。【追加】

Q 2 8) 処遇改善等加算について、現行の保育士等処遇改善臨時特例事業では法人の役員である所長は対象外、役員であれば対象になっていますが、学校法人が設置する認定こども園の園長の取扱いはどうなりますか。【追加】

Q 2 9) 認定こども園法の一部を改正する法律附則第3条による「みなし認可」を受けず、平成27年度から認可幼稚園と認可保育所等としてそれぞれ運営することとした場合、安心こども基金（保育所緊急整備事業）により整備した幼保連携型認定こども園の保育所部分の財産処分の取扱いはどうなるのですか。

同様に、安心こども基金（認定こども園整備事業）により整備した幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の財産処分の取扱いはどうなるのでしょうか。【追加】

Q 30) 認定こども園法の一部を改正する法律附則第3条による「みなし認可」を受けず、平成27年度から認定こども園が認可幼稚園と認可保育所等としてそれぞれ運営することとした場合、安心こども基金（認定こども園整備事業、幼稚園耐震化推進事業）により整備した幼保連携型認定こども園の幼稚園部分の財産処分の取扱いはどうなるのですか。同様に、安心こども基金（認定こども園整備事業、幼稚園耐震化推進事業）により整備した保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の財産処分の取扱いはどうなるのでしょうか。【追加】

【小規模保育に関すること】 P. 34 ～

Q 1) 小規模保育事業において、A型・B型・C型という3つのタイプが設けられたのは何故ですか。また、この3つのタイプごとの認可基準はどのような内容でしょうか。

Q 2) 小規模保育事業においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、弁当持参や外部搬入は一切認められないのですか。

Q 3) 小規模保育事業においては、連携施設を設けることが必要であると聞きましたが、連携施設の役割はどのようなものでしょうか。

Q 4) 連携施設は1か所にする必要がありますか。複数の施設を連携施設として設定することは可能ですか。また、連携施設側が、複数の小規模保育事業の連携施設となることは可能ですか。

Q 5) 小規模保育事業や家庭的保育事業において、連携施設を設定できない場合でも認可を受けることはできますか。【追記】

Q 6) 地方単独事業で実施している認可外の保育施設（東京都の認証保育所など）は、連携施設として認められますか。

Q 7) 小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。

Q 8) 現在、実施されているグループ型小規模保育事業では、最大で15人（3グルー

プ)までを限度に実施されているにもかかわらず、小規模保育事業C型の利用定員が10人以下とされているのは何故ですか。10人以下だとグループ型小規模保育事業からの移行が困難になりませんか。

Q9) 小規模保育事業を利用する子どもが3歳になったが、卒園後の受け皿が見つからない場合、引き続き、特例給付を受けて小規模保育事業を利用することは可能ですか。

【家庭的保育に関すること】 P. 38 ~

Q1) 現行の保育ママ制度は、新制度ではどのようなになりますか。

Q2) 新制度の給付対象となる家庭的保育事業の職員の配置基準や設備などの基準はどのような内容ですか。保育従事者は保育士資格が必要ですか。

Q3) 家庭的保育を行う保育者や保育補助者に求められる研修はどのような内容ですか。

Q4) 家庭的保育における食事は、弁当持参は認められますか。自園調理を行わなければならないとすれば、保育者の負担が重くなることが懸念されますが、保育者とは別に調理員を置けるのでしょうか。

【事業所内保育に関すること】 P. 39 ~

Q1) 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるためには、どのような要件を満たすことが必要ですか。

Q2) 事業所内保育所全体の定員が20人以上であっても、地域型保育給付を受けることは可能ですか。

Q3) 複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となりますか。

Q4) 新制度の給付対象事業となる事業所内保育所においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、その調理施設(設備)として、社員食堂を活用することは認められますか。

Q5) 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となった場合、従業員の子どものも含め、給付の対象になるのでしょうか。また、従業員の子どものに対する給付と地域の子どもの

に対する給付ではその水準に差が設けられるのでしょうか。

Q 6) 従業員の子どもの保育料を、地域の子どもの保育料よりも安く設定することは認められますか。

Q 7) 年度途中に従業員の子どもの保育利用の希望があった場合であって、従業員枠が既に埋まっているような場合、地域枠を活用するなどして受け入れることはできますか。

Q 8) 大学が設置する事業所内保育所において、教員の子どもの他に、学生の子どもを受け入れている場合、学生の子どもは給付の対象となりますか。

Q 9) 事業所内保育所を従業員枠で利用する子どもに対する給付は、どこから受けられるのでしょうか。子どもが居住する市町村からでしょうか、それとも事業所内保育所が所在する市町村からでしょうか。

Q 10) 事業所内保育事業を利用する子どもが3歳以上になった場合、引き続き、事業所内保育事業を利用することは可能ですか。

Q 11) 事業所内保育事業について、業務委託契約を結んでいる者など、事業主が直接雇用していない場合も、従業員枠として利用できますか。

Q 12) 事業所内保育施設の場合、企業が別の事業者委託していることが通例ですが、その場合、認可を受ける事業者はどちらになりますか。【追加】

【居宅訪問型保育に関すること】 P. 43 ~

Q 1) 新制度に基づく給付の対象となる居宅訪問型保育事業の認可基準はどのような内容でしょうか。また、居宅訪問型保育事業の利用が認められるのはどのような場合ですか。保育認定を受ければ利用可能ですか。

Q 2) 居宅訪問型保育事業において、1人の保育者がきょうだいなど複数の子どもを預かることは可能ですか。

Q 3) 居宅訪問型保育事業において、食事を提供する必要はありますか。

Q 4) 居宅訪問型保育事業において、保育者を利用者の家庭に派遣するための交通費はどのような取扱いとなりますか。利用者から実費徴収すればよいのでしょうか。

Q 5) 居宅訪問型保育事業の利用対象児童については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、障害、疾病等の要件が示されていますが、これに当てはまるかどうかの判断は誰がどのように行うのですか。【追加】

【その他地域型保育事業に関すること】 P. 45 ～

Q 1) 地域型保育事業（小規模、家庭的、事業所内、居宅訪問型保育）の保育料は、保育所を利用した場合と比べて高くなるのでしょうか。

Q 2) 医療法人は、新たに市町村の認可事業となる小規模保育事業や事業所内保育事業などの地域型保育事業を行うことはできないのでしょうか。【追記】

Q 3) 地域型保育事業における給食については、連携施設からの搬入が可能とされていますが、連携施設が外部搬入している場合、外部搬入先からの搬入は認められますか。
【追加】

Q 4) 幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。【追加】

Q 5) 認定こども園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。【追加】

【一時預かり事業に関すること】 P. 46 ～

Q 1) 子ども・子育て支援新制度では、一時預かり事業については、どのような内容の充実が図られるのですか。

Q 2) 短時間の就労を理由とする一時預かり事業の利用において、その対象は、保育短時間認定の下限時間（４８～６４時間）に満たない就労者に限られるのですか。

Q 3) 施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育の支援については、私学助成と一時預かり事業のいずれが優先するのですか。【追加】

Q 4) 新制度移行後は、預かり保育は原則として一時預かり事業（幼稚園型）において実施することとなりますが、幼稚園型の補助単価はどうなりますか。【追加】

Q 5) 一時預かり事業(幼稚園型)の仮単価について、長期休業期間も含め、通常単価(4時間分)が適用されるということですが、長期休業期間中については休日単価(8時間分)を適用することはできませんか。【追加】

Q 6) 一時預かり事業の基本単価は4時間の利用を想定して積算しているということですが、子どもの利用時間が4時間よりも少ない場合の補助単価は同じですか、時間に応じた単価設定となるのですか。【追加】

Q 7) 一時預かりの利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。【追加】

Q 8) 私学助成での預かり保育と、市町村から委託を受けて行う一時預かり事業の違いはあるのでしょうか(現在の私学助成での預かり保育と全く同一のやり方で、一時預かり事業に移行することはできるのでしょうか)。【追加】

Q 9) 幼保連携型認定こども園において、現行の幼稚園預かり保育と現行の一時預かりを新制度移行後に実施する場合、一般型と幼稚園型の二つを実施することとなるのでしょうか。二つを同時に行う場合の会計処理や職員配置等が複雑になることから、どちらか一つのみで対応することは可能でしょうか。【追加】

【利用者支援事業に関すること】P. 49 ～

Q 1) 利用者支援事業の創設に伴い、地域子育て支援拠点事業はどうなるのですか。

Q 2) 地域子育て支援拠点事業「地域機能強化型」の「地域支援」機能は利用者支援事業に引き継がれるのですか。

Q 3) 事業に従事するに当たり、職員は必ず研修を受講しなければならないのですか。

Q 4) 今後、利用者支援事業実施要綱以上に詳しい内容を国から示す予定はありますか。【追記】

【放課後児童クラブに関すること】P. 50 ～

Q 1) 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについては、どのような内容の充実が図られるのですか。

Q 2) 産業競争力会議において、放課後児童クラブを約30万人分拡充するとの発表があ

りましたが、今後どのように進めていくのでしょうか。

Q 3) 小学校の余裕教室等の活用を進めるということは、放課後児童クラブ事業に民間事業者が参入しにくくなるのではないのでしょうか。

Q 4) 基準省令で都道府県が行うこととされている放課後児童支援員の認定研修について、研修科目等の内容はいつごろ提示されるのでしょうか。また、ガイドラインの通知はいつごろ発出されるのでしょうか。

Q 5) 放課後児童クラブの対象年齢が小 6 まで引き上げられましたが、小 6 まで受け入れなければならないのでしょうか。

【利用者負担に関すること】 P. 52 ～

Q 1) 園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していませんが、どのように募集を行えば良いのでしょうか。

Q 2) 現行制度で行われている幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いは、新制度ではどうなりますか。

Q 3) 私立幼稚園が、経過措置により市町村が定める保育料よりも低い保育料を設定する場合、その差額は誰が負担することになるのでしょうか。市町村が負担をしなければならないのでしょうか。

Q 4) 上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。

Q 5) 月途中で入退所した場合の利用者負担額の日割り計算方法については、どのように計算されますか。保育所から幼稚園（又はその逆）など異なる施設、事業への変更の場合はどうなるのでしょうか。

Q 6) 公定価格の水準は、27～29 年度は各年度において変わり得ることですが、利用者負担額も公定価格の水準に連動して、毎年変わるのですか。

Q 7) 利用者負担額の切り替え時期はいつになりますか。

Q 8) 1号認定の子どもに係る給食費はどのように徴収すれば良いのでしょうか。【修正】

Q 9) 延長保育の利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。

Q 10) 幼稚園の学則（園則）や幼保連携型認定こども園の園則において、保育料（基本負担額）や上乗せ徴収（特定負担額）、実費徴収といった利用者負担はどのように記載すれば良いのでしょうか。【追加】

Q 11) 「入園受入準備費」とは、具体的にどのようなものを想定していますか。【追加】

Q 12) 入園に係る事務手続きに要する費用の徴収については、1号認定に関してのみ認められるのでしょうか。利用者にとっての分かりやすさ、説明のしやすさという観点から、2号・3号認定の手続きについても、事前に利用者からの同意を得た上で、費用の徴収をすることは認められますか。【追加】

Q 13) 上乗せ徴収を行う場合、市町村の許可や協議は必要ですか。【追加】

Q 14) 上乗せ徴収や実費徴収で保護者に支払いを求めることができる金額の上限はありますか。【追加】

Q 15) 1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。【追加】

Q 16) 私立幼稚園に係る低い利用者負担額設定に関する経過措置においては、第4・第5階層のみならず、第2・第3階層についても、市町村が定める利用者負担額よりも低額な利用者負担額を設定することは可能ですか。【追加】

Q 17) 子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園における給食代やスクールバス代に係る消費税は非課税になるのでしょうか。【追加】

Q 18) 保育料の多子軽減について、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合はどのようにカウントするのでしょうか。また、認定こども園を利用する場合、上の子は1号認定を受けて利用し、下の子は3号認定を受けて利用する場合はどうなるのでしょうか。【追加】

【利用定員・認可定員に関すること】 P. 58 ～

- Q 1) 認可基準を下回らない範囲内であれば、年度当初から、利用定員を上回る受け入れを行うことは認められますか。
- Q 2) 定員を超えて受入れをしています、施設型給付費は支払われるのでしょうか。
- Q 3) 利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。
- Q 4) 利用定員は認可定員と一致させることが基本とのことですが、認可定員どおりに利用定員を設定した結果、利用定員総数（供給量）が利用見込総数（需要）を上回る、すなわち供給過剰になっても問題ないのでしょうか。こうした場合は、供給量を減らす必要はありますか。
- Q 5) 定員超過の状況を踏まえ、認可定員及び利用定員を引き上げた後、需要の減少により利用人員が減少した場合、再び利用定員を引き下げることができますか。
- Q 6) 利用定員は、年齢別に設定する必要がありますか。また、保育標準時間・短時間ごとに設定する必要がありますか。

【幼稚園に関すること】

Q 1) 利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。

新制度は、保護者等のニーズとその選択に応じた多様かつ総合的な子育て支援を進めることを目的としており、共働き家庭の幼稚園利用の希望にも応えられるような制度設計を行っています。

具体的には、夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、その選択により、幼稚園を利用することが可能な仕組みとしています。この場合は、教育標準時間認定（いわゆる 1 号認定）を受けて教育標準時間に係る施設型給付を受けつつ、教育標準時間の前後の預かりニーズについては、「幼稚園型」の一時預かり事業を利用することが基本となります。

Q 2) 新制度に入らない（施設型給付を受けない）私立幼稚園の取扱いはどうなるのですか。質改善による充実は、私学助成についても実施されるのでしょうか。

新制度に入るか否か（施設型給付を受けるか）は、各幼稚園の判断に委ねることとしています。また、新制度への移行は、制度施行初年度だけでなく、いつでも可能な柔軟な仕組みとしています。

新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなりますが、子ども・子育て関連 3 法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実にも努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実に努めていくこととしています。

ただし、消費税増収分は社会保障 4 経費に充てることとされており、私学助成はこの対象になっていないため、私学助成の充実は、この消費税増収による質改善とは別途、毎年の予算編成過程で検討することとなります。

Q 3) 子ども・子育て支援新制度の施行時には、私学助成を受ける幼稚園として残り、数年後に施設型給付を受ける選択をすることは可能でしょうか。

私立幼稚園が新制度に移行する時期は、施行時に限られるものではなく、いつでも可能です。少なくとも施行当初においては、毎年、事業者の意向を確認する方針です。ただし、

法人格（学校法人、社会福祉法人、宗教法人等の法人の種類は問いません。）を有しない個人立幼稚園は、特例措置により、施行時点においてのみ、施設型給付を受ける対象施設としての「みなし確認」を受けることができることとされているため、新制度の施行後に施設型給付を受ける幼稚園、幼稚園型認定こども園に移行するためには、法人格の取得が必要となります（みなし確認を受けなかった個人立幼稚園が、認定こども園法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園に移行する場合には、法人格を取得しなくても、施設型給付を受ける施設として確認を受けることが可能です）。（【幼稚園に関すること】Q19も参照）

Q4）いったん施設型給付を受ける施設として確認を受けた幼稚園が、その後、確認を辞退することはできますか。

可能です。確認を辞退する手続きには、手続き上3か月以上の事前予告期間が必要です。

また、市町村の確認を辞退した後に、都道府県の私学助成の一般経常費補助をいつから受けることができるか等については、都道府県の運用により異なりますので、市町村・都道府県と十分に余裕を持って相談する必要があります。

Q5）公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はありますか。

市町村は、住民の教育・保育に係る需要量を的確に把握し、それに応じた供給体制を確保する責務を有しています。

市町村が自ら設置者となっている公立の幼稚園について、あえてこの制度の対象としないという選択肢を取ることは基本的には想定されず、私立施設を経営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも、基本的には取り得ない選択肢と考えています。

なお、消費税収等による質の改善に伴う所要額に係る地方財政措置への反映については、公立施設は基本的にすべて新制度に入ること前提として設定する方向で関係省庁と相談していきます。また、こうした考え方は公立保育所についても同様です。

Q6）公立幼稚園を設置する市町村は、公立幼稚園に係る施設型給付額を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならないのでしょうか。

施設型給付における国の定める公定価格及び利用者負担の基準は、私立施設に関する国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ、国・都道府県の負担金が法定されている私立施設について定めることとしており、その際には、私立の幼稚園や保育所

における費用実態等を勘案して設定することとしています。公立施設については施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては公立施設用の公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していません。

公立幼稚園の施設型給付の額の設定については、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村における現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割・意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。

また、公立幼稚園の利用者負担の設定についても、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。

なお、新制度における公立幼稚園の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」による財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談してまいります。

Ｑ７）現在、２年保育しか実施していない公立幼稚園は、新制度への移行に当たり、３年保育を実施する必要はありますか。

公立幼稚園については、新制度に基づく確認対象施設としてみなされるため、特段の対応をしなくても新制度の対象施設となります。新制度への移行に伴い、３年保育を実施する義務が生じるものではありません。ただし、市町村事業計画の策定に当たり、見込んだ３歳児の教育・保育のニーズに対し、私立幼稚園や認定こども園を含めた供給量が不足している場合には、私立幼稚園などによる対応を含め、その確保方を市町村として定めていただく必要があります。

Ｑ８）応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースでしょうか。

幼稚園や認定こども園を利用する教育標準時間認定子どもについては、保護者が幼稚園等に直接利用を申し込み、契約に基づき利用を開始することとなります。

契約に先立って、幼稚園等はあらかじめ、保護者に対して、運営規程の概要（目的・運営方針、教育保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担等）などについて事前説明を行い、同意を得たうえで、教育・保育の提供を行うこととしています。

こうした事項については、情報公表の対象にもなっていることから、保護者は事前に情報収集したうえで、必要に応じて複数の施設の説明を受けたうえで施設を選択し、申し込みを行うこととなります。

施設・事業者は、保護者から正式の利用申し込みを受けたときは、正当な理由がなけれ

ばこれを拒んではならないとされており、「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合などを基本としています。

定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、各園で選考を行うことが可能ですが、

①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考等の方法により、あらかじめ選考方法を明示したうえで行うことが求められます。

「その他特別な事情がある場合」については、今後、

- ・特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係
- ・利用者負担の滞納との関係（【幼稚園に関すること】Q 1 1 も参照）
- ・設置者・事業者による通園標準地域の設定との関係
- ・保護者とのトラブルとの関係

などについて、慎重に整理したうえで、その運用上の取扱いについて示して行く予定としています。

※ 保育認定の子どもについては、市町村が利用調整を行います。定員を上回る利用要請等に対する選考も、優先利用の考え方に従うこととなります。

※ このほか、小規模保育事業等の卒園後の受け皿となる連携施設については、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定し、入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを明示する等のルールを市町村が定めることが想定されています。

Q 9) 私立幼稚園の利用者負担はどうなるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。

新制度における利用者負担は、国で定める基準を限度として、各市町村が定めることとしており、同一市町村内で教育標準時間認定を受けて私立幼稚園に通う子どもの利用者負担額は、同じ所得状況であれば、同じ額となります。

具体的には、新制度における利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均（私立幼稚園は年額 308,400 円、月当たり 25,700 円）と就園奨励事業の国の補助基準（保育料・入園料の全国平均を基に所得段階別に設定）を踏まえ、補助を受けた後の「実費負担額」をベースに設定することとしており、全国を平均すると、現行と比べて利用者負担が重くなることは、基本的にはないものと考えます。

国基準は最終的には平成 27 年度の予算編成過程で決定されますが、各市町村では現行制度ベースの「実費負担額」の水準をもとに、各市町村における利用者負担額の検討を進めることとなります。

なお、地域的には、全国平均よりも低額な保育料を設定しているケースも想定されるこ

とから、新制度に移行した際、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。

また、各私立幼稚園では、現行制度ベースの「実費負担額」の水準（各市町村が定める額が決まっている場合は当該市町村が定める額）を前提として、公定価格では賄うことができない費用等がある場合には、その額や徴収方法などを検討し、園児募集の際に保護者に説明した上で、「上乗せ徴収」として徴収することとなります。（新制度での上乗せ徴収は、理由の開示と保護者への説明・同意が条件）。

Q10) 幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。

入園料については、基本的には、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として、所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことが基本となります。

また、公定価格中の利用者負担は月額 25,700 円を限度とした所得階層別の国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担（保育料＋入園料＋施設整備資金＋その他の納付金）がそれを上回っている場合など、各園の教育・保育に要する費用が公定価格では不足するときには、当該差額分の費用を「**特定負担額（上乗せ徴収）**」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担（**基本負担額**）及び**特定負担額（上乗せ徴収）**とは重複のないように設定する必要があります。

新制度移行後も入園料として入園内定者から費用を徴収する場合、その費用の性格については、

①教育・保育の対価としての性質

②入園やその準備、選考などに係る事務手続等に要する費用の対価としての性質

の大きく 2 つに分けられると考えます。（なお、入園の権利を保証するため、これらとは別に費用を徴収することは、一定の利用者負担により標準的な内容の教育・保育の利用を保証しようとする新制度の趣旨を鑑みると適切でないと考えられます。）

このうち①については、**特定負担額**として一定の要件の下で徴収することが可能であり、**特定負担額**の徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。

特定負担額の徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。徴収時期や返還条件などについては、事前に保護者に説明・同意を得ることが、契約のトラブルを防ぐ

観点からも重要と考えられます。

上記の②に該当する、入園受入れの準備や選考など入園にかかわる事務手続きに要する費用については、教育・保育の直接の対価ではなく、上乗せ徴収や実費徴収などのルールの対象外ですが、これらに要する費用を徴収する場合にも、同様に、徴収時期や返還条件などについて保護者とトラブルのないよう、事前に入園申し込み者に対して説明・同意を得ておくことが必要と考えます。

また、既入園者が既に納付している入園料等がある場合、新制度の下で徴収する負担額（基本負担額・特定負担額）とで重複することとなる分については、新たに徴収しない、又はその一部を返還・相殺することが適当と考えられ、具体的な内容は各園で既入園の保護者との話し合いで決めることが必要と考えられます。

こうした観点に鑑みると、新制度の下で入園時に行う費用徴収を「入園料」と総称する場合であっても、説明責任を果たす観点から実際の使途に見合った具体的な名目や内訳金額を明示して保護者へ説明することが適当と考えられます。

なお、学則（園則）における利用者負担（基本負担額）、特定負担額（上乗せ徴収）や実費徴収の記載については、自治体向けFAQ【利用者負担額】（または、事業者向けFAQ【利用者負担額に関すること】）を参照ください。

Q 1 1) 幼稚園及び認定こども園において、利用者負担が徴収できなかった場合、減収分の補填は行われるのですか。徴収できない場合の代行徴収は、具体的にどのような仕組みとなるのでしょうか。

幼稚園及び認定こども園（私立保育所から移行したものを含む）は、市町村が定める利用者負担額を保護者から徴収するとともに、施設型給付費として、公定価格から利用者負担額を控除した額が支給されます（通常は施設が市町村から法定代理受領）。この場合の利用者負担額は、実際に徴収できた額ではなく、徴収すべき額となるため、徴収できなかったことに伴う減収分を公費で補填する仕組みではありません。

したがって、利用者負担の未納が生じた場合は、施設と保護者間の契約に基づき、まずは施設において適切に保護者に対して支払請求等を行うことが必要です。

また、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園については、その児童福祉施設としての位置づけにかんがみ、施設側で再三にわたり徴収に努めても支払に応じない保護者等については、法律上、市町村が施設に代わって納付請求を行うことができるという代行徴収の仕組みがあります（市町村が減収分を公費で補填するものではありません）。措置行政の受け皿ともなり得る施設全体として保育に支障が生じないよう、1号認定子どもも代行徴収の対象となります。

悪質な滞納が続くなど一定の場合には、民事上必要な手続きが適切に行われることを前提に、これを退園理由として利用契約を解除することもあり得るものと考えます。ただし、

代行徴収が可能な施設について市町村が適切に徴収している間に契約を解除することは想定されません。また、特に保育認定の子どもについては、市町村において、所得階層区分の変更、一般の保育所への転園等の措置を講じる対応が求められます。

Q 1 2) 幼稚園等の認定こども園への移行の意向は尊重されるのですか。人口減少地域でも移行できるのでしょうか。

認定こども園への移行を促進するため、26年7月に公布した「基本指針」においては、幼稚園等が認定こども園への移行を希望する場合には、幼稚園等が認定こども園の認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定が行われるよう特例を設けています。

なお、この特例が適切に実施されるよう、25年12月と26年4月に事務連絡を発出し、都道府県等に対して周知を行っています。

(参考)

- ・幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について（依頼）（平成25年12月18日事務連絡）
- ・認定こども園への移行について（平成26年4月1日事務連絡）

Q 1 3) 教育標準時間認定を受けた子どもに係る施設型給付は、全国統一費用部分（国、地方が費用の2分の1ずつを負担）と地方単独事業部分（地方が費用の全額を負担）を組み合わせることとされていますが、地方単独事業部分を含め、確実に給付がなされるのでしょうか。

教育標準時間認定を受けた子どもに係る施設型給付は、国が定める公定価格に係る基準をもとに、各市町村において給付額を定める仕組みとしていますが、この給付額については、基本的に、国が定める公定価格に係る基準に基づき設定していただくよう、自治体に要請しています。

併せて、国の定める基準を下回る給付額を設定する場合には、その合理的な理由を明確にし、地方版子ども・子育て会議等で審議するなど、対外的に説明することを求めています。

また、国・都道府県において、全国の市町村の給付額の設定状況などを調査・公表することとしています。

（参照：私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について（平成26年4月10日事務連絡））

Q 1 4) 1号認定子どもについては、現在幼稚園が行っている翌日の準備や研修など、教員が幼児教育の質の維持、向上に充てる時間の確保ができるような公定価格の設定となるのでしょうか。

新制度における幼稚園及び認定こども園における教育時間は、現在と同様、4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間となり、また、教育時間においては学級を編制し、学級担任の教諭等を置いて教育を行うこととなります。

この教育時間で行う教育に係る公定価格上の教諭等の配置は、現状の私立幼稚園の教諭等の配置状況を踏まえ、4歳以上の子ども30人に1人、3歳の子ども20人に1人を基準として公定価格を設定することとしています。

また、各園の年齢構成にかかわらず学級担任の教諭等を置くことができるよう、施設規模に応じた教諭等の加配を行うほか、チーム保育を推進するため、チーム保育を担当する教諭等の配置状況に応じた加算や、満3歳児について6人に1人という手厚い教諭等の配置を行っている場合の加算を設けることとしています。

これらの教諭等については、基本的に常時勤務を前提として公定価格を設定していますので、教育時間における教育はもとより、教材準備や研修等に充てる時間も十分に確保されるよう配慮しています。

さらに、幼児教育の質の向上を図るため、消費税増収等による財源を得ながら、順次、私立幼稚園に係る職員の処遇改善や3歳の子どもに係る職員配置の改善（20：1→15：1）などについて、公定価格の加算等を設けることとしています。

Q 1 5) 新たな幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。

主な相違点は以下の通りです。（ただし、幼稚園型認定こども園の設備・運営基準は参酌基準であり、都道府県の条例等により、これと異なる場合があります）。

（法的性格）

新たな幼保連携型認定こども園（以下、単に「幼保連携型認定こども園」という。）は、幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられます。一方、幼稚園型認定こども園は学校教育法に基づく「学校」である幼稚園と、認可外の児童福祉施設により構成されるタイプなどがあります。このような違いはあるものの、いずれも教育基本法上の「法律に定める学校」である点は同じです。

（認可・認定権限）

幼保連携型認定こども園の場合、都道府県（政令指定都市又は中核市に所在する場合は、

当該政令指定都市又は中核市）から認可を受けることが必要です。一方、幼稚園型認定こども園の場合は、都道府県から、幼稚園としての認可と認定こども園としての機能を有することの認定の２つの認可・認定を受けることが必要です。

（職員の資格）

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則です（但し、新制度施行後５年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる経過措置あり）。

一方、幼稚園型認定こども園においては、満三歳以上の子どもの保育に従事する場合は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが望ましいが、いずれかでも可としています（但し、学級担任は「幼稚園教諭免許状」を有しなければならない。また、長時間利用児の保育に従事する者は「保育士資格」を有しなければならない）。また、満三歳未満に満たない子どもの保育に従事する場合は、「保育士資格」を有することが必要です。

（園長の資格）

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その園長は、「教諭免許状（専修免許状又は一種免許状）」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有し、５年以上の一定の教育職・児童福祉事業の経験者であることが必要です（但し、これと同等の資質を有する者も認める）。

一方、幼稚園型認定こども園の長の資格は、幼稚園の園長として、「教諭免許状及び５年の教育職経験」又は「１０年の教育職経験」を有することが原則です（但し、同等の資質を有する者等も認める）が、具体的には、認定権者である各都道府県が条例で定めるところによります。

なお、幼保連携型認定こども園は学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であることから、園長は１人となります。

（施設設備基準）

幼保連携型認定こども園の認可基準については、新規に策定することとしています。幼稚園等の既存施設から移行する場合には、特例措置が設けられています。

幼稚園等の既存施設から移行する場合、調理室を含め、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園とでは、基本的には施設設備基準に違いを設けない方向で検討を進めています（給食の実施義務については、【その他 認定こども園に関すること】Ｑ１０参照）。

この他、土曜や長期休業期間の開所の義務等については、幼稚園型認定こども園は、幼

保連携型認定こども園と比べて、より地域の実情等に応じた弾力的な対応が可能と考えています（【幼稚園に関すること】Q 1 2, 【その他 認定こども園に関すること】Q 4, 7, 1 0 参照）。

Q 1 6) 幼稚園や幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼稚園の廃止の認可を受けることが必要でしょうか。

幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行する場合には、学校教育法第 4 条第 1 項に基づく幼稚園の廃止の認可と認定こども園法第 17 条第 1 項に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可の両方が必要となります。

幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行する場合には、これらの手続のほか、認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項に基づく従前の幼稚園型認定こども園としての認定が不要となる旨を申し出ることが必要となります（認定権者においては、申し出に応じて従前の認定を撤回し失効させることとなります）。

なお、施行日の前日において、既に、現行の認定こども園法に基づき認定されている幼保連携型認定こども園が、改正認定こども園法附則第 3 条第 1 項の規定により、新制度の幼保連携型認定こども園の「みなし認可」を受ける場合には、現行の幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の認可は当然に失効することとなるため、幼稚園及び保育所の廃止の認可又は承認に係る手続（申請、審査、私立学校審議会への諮問等）は不要となります。

Q 1 7) 幼稚園での預かり保育はできなくなるのですか。

従前どおり行うことができます。

実施する場合の財政支援については、基本的には、

- ・新制度に移行する幼稚園については、市町村の行う地域子ども子育て支援事業のひとつである「一時預かり事業（幼稚園型）」
- ・私学助成に残る幼稚園については、私学助成による預かり保育への補助

を想定しています。

新制度での「一時預かり事業（幼稚園型）」については、基本的に、在籍園児を対象として行う教育時間前後の預かり保育活動に対して、市町村による事業受託又は補助を受けます。この場合の「市町村」は在籍園児の居住地市町村を想定しており、市町村との事業実施に係る契約等が必要となることから、市町村における現状把握と、幼稚園側からの市町村への働きかけが必要となってくるものと考えられます。

新制度に移行した幼稚園が、仮に、市町村からの一時預かり事業（幼稚園型）の受託等を受けられなかった場合には、引き続き私学助成の預かり保育補助の補助対象とすること

も想定していますが、できる限り、一時預かり事業へ円滑に移行できるよう支援していくこととしています。

Q 1 8) 幼稚園での3歳未満児の受入れについてはどのような扱いとなりますか。

幼稚園（認定こども園を含まず）において、学校教育として、利用定員を設け、施設型給付の対象とできるのは、満3歳以上の子どもに限られます。

満3歳未満の受け入れについては、その受け入れの形態（親子登園なのか、子どもだけの預かりもやるのか）、実施頻度（毎日、週3日、月2回程度・・・）、保護者の就労状況などによっても異なりますが、例えば

- ・「一時預かり事業（幼稚園型）」の実施要件を満たして市町村から事業受託等を受けて、園外児の一時的な預かりとして実施する ※園児の預かり保育以外に、地域の子どもの預かりも幼稚園型において実施が可能
- ・「地域子育て支援拠点事業」の実施要件を満たして市町村から事業受託等を受けて、親子の交流の場の提供等のメニューとして実施する
- ・「小規模保育施設」等を併設して又は「家庭的保育」として3号認定子どもの定員を設定して保育を行い、地域型保育給付の対象とする（3号認定が必要）
- ・認定こども園となり、3号認定子どもの定員を設定して保育を行い、施設型給付の対象とする（3号認定が必要）

といった選択又はその組合せがあり得、各園や地域の実情に応じて実施いただくことになります。また、新制度による支援を受けることなく、付随事業・収益事業として地域のニーズに応えた事業を引き続き任意に行っていくことも、差し支えありません。

なお、一時預かり事業（幼稚園型）も含め、満3歳未満の子どもに対して保育を実施する場合には、原則として保育士資格が必要となることに留意ください。

Q 1 9) いわゆる附則6条園（旧102条園）はどうなるのですか。施行時に「みなし確認」を受けなければ、給付対象にならないのでしょうか。

新制度の施設型給付等の給付を受ける特定教育・保育施設については、法律に基づき、市町村の確認を受ける必要がありますが、この条件の一つとして、法人格（法人の種類（学校法人、宗教法人、社会福祉法人、一般財団法人等）は問いません。）を有することが法律上求められています。

しかしながら、学校教育法附則第6条（改正前の学校教育法附則第102条）に基づき設置されている個人立幼稚園については、

- ①子ども・子育て支援法の施行の際現に存するものが子ども・子育て支援法附則第7条の規定による「みなし確認」を受ける場合

②新制度施行後に認定こども園に移行する場合（個人立の幼稚園（現行の私学助成を受ける園を含む。）又は幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行する場合や、「みなし確認」を受けた個人立の幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行する場合）に限り、法人格を有さなくても新制度の給付対象となることができる特例が設けられています。

上記に該当しない、

- ・「みなし確認」の辞退をした後に確認を受けようとする場合
- ・「みなし確認」を受けた後に子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項に掲げる教育・保育施設の区分（幼稚園、保育所、認定こども園の 3 区分）を変更する場合（上記②に該当する場合を除く。）

等は、この特例の対象とならず、法律の原則通り、法人格の取得が必要となります。

なお、既に「みなし確認」を受けて、新制度の対象施設として経営してきた個人立の施設が、当該個人の死亡等により親族が承継し、設置者の変更が生じる場合については、給付を受ける施設としての同一性が維持されていると考えられることから、確認を受け直す必要はなく、引き続き給付を受ける施設として存続することとなります。なお、設置者の変更に係る学校教育法の認可（第 4 条）や認定こども園法の届出（第 7 条）、これらに伴う子ども・子育て支援法の届出（第 35 条）の手續に遺漏のないようお願いします。

※なお、個人立の保育所についても、

- ①子ども・子育て支援法の施行の際、現に存するものが子ども・子育て支援法附則第 7 条の規定による「みなし確認」を受ける場合
- ②新制度の下で認定こども園に移行する場合（個人立の保育所が保育所型認定こども園に移行する場合）

について、法人格を有さなくても新制度の給付対象となることができる特例が設けられています。

Q 20) 施設型給付を受ける私立幼稚園に対する国の私学助成の取扱いはどうなるのでしょうか。

国の私学助成の考え方としては、施設型給付を受ける私立幼稚園について一種免許状の保有の促進と財務状況の改善支援については、引き続き実施する方向で検討していますが、それ以外の部分は、基本的に一般補助の対象から外れるものと考えています。また、施設型給付を受ける私立幼稚園についても、特別補助については、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援について、引き続き実施する予定です。

Q 2 1) 施設型給付を受ける場合の会計監査はどのような扱いとなりますか。

現在、私学助成を受ける私立幼稚園については、補助額が少額で所轄庁の許可を得た場合を除き、公認会計士等の監査が義務づけられています。

新制度では、新制度の給付対象となる教育・保育施設に対して、一律に、こうした監査を義務づけることはしませんが、施設型給付に係る公定価格において、公認会計士等による外部監査を受けた場合に一定額の加算を行うこととしています（私立保育所を除く）。

また、公認会計士等の外部監査を受けた私立幼稚園や認定こども園については、市町村等による会計監査の対象外とする方向で検討しています。なお、私立保育所については、現行制度と同様、市町村からの委託であることから、現行制度における対応等を踏まえ、自治体による会計監査等を行う方向で検討しています。

Q 2 2) 新制度に入って施設型給付を受ける場合であっても、これまでどおりの建学の精神に基づく特色ある幼児教育を行うことはできますか。教育内容に制約を受けることはありますか。

私立幼稚園が園児に対して行う幼児教育の内容は、新制度に入る・入らないにかかわらず、幼稚園教育要領（幼保連携型認定こども園となる幼稚園については、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領）に則って実施していただくことを前提として、各園の建学の精神に基づき行われるものであり、新制度に入るからと言って、教育内容に制約を受けることはありません。

なお、施設型給付費を市町村から受ける施設として確認を受けることに伴い、正当な理由なくして申し込みを拒んではならないという制約を受けますが、定員を超えた申し込みについては、あらかじめ保護者に選考方法を明示したうえで、選考が可能です。

また、保育料（利用者負担）については、上乗せ徴収や実費徴収を除き、原則として、国基準に基づき各市町村が定める額を徴収することとなります。

Q 2 3) 私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。

28年度以降に認定こども園に移行して施設型給付を受けることも可能です。なお、供給過剰地域においても認可・認定を受けられるよう、事業計画に「都道府県が定める数」を定めておく必要があることから、あらかじめ移行の意向を明確にし、事業計画に位置付けられていることが望まれます。

Q 2 4) 各私立幼稚園において、学校教育法体系に基づき学則（園則）を定めています
が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 20 条の運営規
程も別途整備しなければならないのでしょうか。

運営規程として定めるべき事項について、幼稚園や幼保連携型認定こども園が法令に基
づき定める学則（園則）で網羅している場合には、運営規程と兼ねることが可能であり、
別途、運営規程を作成する必要はありません（学則（園則）に定めていない事項がある場
合には、別途、運営規程を作成する、又は学則（園則）に追加する必要があります）。なお、
学則（園則）は認可権者への届出が必要であり、運営規程は確認権者たる市町村へ確認の
際に提出することが必要となります。

Q 2 5) 定員弾力化措置のルールがある保育所と異なり、私立幼稚園の中には、認可定
員を大幅に超えた受け入れを行っている施設がありますが、私立幼稚園の定員超過に
ついては、保育所と同様に取り扱われるのですか。【修正】

認可定員を超過して受け入れを行っている施設については、都道府県と市町村で連携し
て、認可定員の増や受け入れ人数を減少させる等の対応により、認可定員の適正化に取り
組んでいただくことが基本ですが、こうした改善措置をただちに講じることが困難な場合
も想定されることを踏まえ、その取扱いについては、平成 26 年 9 月 4 日開催の都道府県私
学担当者向け説明会資料 3「認可定員を超過している私立幼稚園への対応について」にお
いてお示ししたので、同資料をご確認ください。

Q 2 6) 2号認定子どもが幼稚園に入り、特例給付を受ける場合の利用者負担額はど
うなるのでしょうか。

利用者負担、公定価格ともに、1号認定子どもに係る額と同額となります。

Q 2 7) 入園料は、上乗せ徴収として月々の徴収でも、一度の徴収でも良いとされてい
ますが、これまで入園時に一括徴収していた幼稚園が施設型給付に移行した場合、入
ってきた年度によって、既に払っている子と月々徴収する子と、同一園で入った年度
で徴収方法を変えても良いのでしょうか。

既に入園した子どもについて徴収済みの納付金は、新制度に基づく規制の対象となるも

のではなく、施設と保護者との民民契約に基づくものであり、両者の間で相談・協議のうえ、その取扱いを決めることが適当と考えられます。

新制度に移行して以後徴収する納付金については、既に入園している園児も含めて、同じルールや金額で徴収することが基本と考えますが、保護者の同意が得られることを前提に、合理的な説明がつけば、園児により額を変えることもあり得ると考えます。また、既に一括で徴収している子については改めての上乗せ徴収の負担は不要とする運用や、一旦清算した上で、徴収し直す方法もあると考えられます。最終的には施設と保護者との民民契約であり、確認基準に違反しない範囲内で、各幼稚園が判断することとなります。

Q 2 8) 2号認定を受けた場合でも、幼稚園に入ることはできるのでしょうか。【追加】

新規に2号認定を受け、利用調整の結果、保育所等に入所できない場合（保育所等のみの利用を希望した場合、保育所等と幼稚園を併願した場合）又は既に2号認定を受けている場合（小規模保育の卒園者が入園、転居により保育所等から転園等）には、特例施設型給付を受けて幼稚園を利用することが可能です。いずれの場合も、入園後、一定期間内に保育所等への転園の希望の有無を確認し、希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられます。

なお、両親が共働きであるなど客観的には2号認定を受けられる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、1号認定を受けて幼稚園を利用することになります。

いずれの場合も、午後の預かりニーズについては、一時預かり事業（幼稚園型）を利用することが想定されます。

Q 2 9) 認可定員を超過している私立幼稚園への対応について、平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料2の取扱い（A～C）以外の取扱いは認められないのでしょうか。これよりも厳しい減算措置や、逆に緩やかな減算措置は可能なのでしょうか。私立幼稚園は認可定員を遵守することが原則ですが、新制度でその取扱いは変わったのでしょうか。また、この取扱いは、私立保育所にも適用して良いのでしょうか。【追加】

今回、認可定員を超過した私立幼稚園への対応案を示したところですが、もとより国としての一定の標準的な考え方を示したいいわゆる参酌基準的なものであり、現在の私学助成の運用や他の私学助成に残る園に対する指導との関係や地域の事情に応じ、各都道府県で柔軟に取り扱っていただいて構いません（平成26年9月4日開催の都道府県私学担当者向け説明会資料3「認可定員を超過している私立幼稚園への対応について」の3ページ参照）。また本案の趣旨は、新制度の施設型給付費は法律上個人給付であり、市町村から法的に有

効な確認を受けている限り、当該園に通園する子どもに対する給付は行わざるを得ない制度であることを前提として、これまでの私学助成における厳しい減額措置等との整合性を図る観点から設けた仕組みです。

したがって、私立幼稚園が認可定員を遵守することが原則であるとの考えは何ら変わるものではなく、今回の対応案を示したことで、認可定員を超過した受入れが一定の要件のもと認められ得るものと考えているものではなく、その旨、誤解のないよう、引き続き私学行政の適正な実施をお願いします。

なお、当該対応案は、「認可定員を超過している私立幼稚園への対応」を示すものであり、私立保育所については、原則通り、認可定員の範囲内での利用定員設定しかできず、また、利用定員を超えた受入れについては、認可基準を下回らないことを前提に、市町村がやむを得ないと判断する場合に可能です。

Q30) 幼稚園、認定こども園の1号認定子どもについて、利用定員を超過する申込みがあった場合の選考基準はどのようなものですか。また、選考基準はあらかじめ定めておく必要はありますか。【追加】

選考基準としては、抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考（書類、面接等の方法に制限はない。）のほか、例えば以下のような一定の場合に優先的に受け入れる選考も考えられます。

- ・在園児・卒園児の弟妹である場合
 - ・連携施設である地域型保育施設の卒園者である場合
 - ・当該法人が経営する保育所に在園していた場合
 - ・前年度の抽選で落選し補欠登録している場合
 - ・施設所在地市町村に在住する場合
 - ・保護者が卒園者である場合
- など

選考に当たっては、あらかじめ選考基準を定めて保護者に明示した上で行う必要があります。

選考方法は運営規程にも定める必要がありますが、保護者に明示する際に運営規程の形式で示さなければならないものではなく、募集要項などで選考方法を示すことも可能です（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第6条4項及び第20条7号）。

Q 3 1) 幼稚園や認定こども園が公認会計士等による外部監査を受ける場合でも、市町村からの監査を二重に受けないといけないのでしょうか。【追加】

私立幼稚園や私立認定こども園等が公認会計士等による外部監査を受けた場合には、市町村による通常の会計監査の対象外とする方向で検討しています。なお、運営面の適正さを担保するために、市町村による定期的な指導監督又は不正が発覚した場合の監査等は実施します。

Q 3 2) 新制度に入らない（施設型給付を受けない）ための手続きはどのようにすればよいのでしょうか。【追加】

新制度に入るか否か（施設型給付を受けるか）は、各私立幼稚園の判断に委ねることとしていますが、幼稚園の場合、子ども・子育て支援法附則第7条のみなし確認を受けない旨の申し出を行わなければ新制度の対象施設とみなされるため、「確認を不要とする旨」を施設所在の市町村に申し出る必要があります。施設の名称、所在地等や確認を不要とする旨を記載した申請書を市町村に提出していただくことになっていますが、詳細は市町村にお問い合わせください。

Q 3 3) 子ども・子育て支援新制度の施行時には移行せず、私学助成を受ける園でしたが、次年度以降に新制度への移行を希望する場合の手続きはどうなりますか。【追加】

施設所在の市町村に対して確認の申請を行い、施設型給付を受ける施設としての確認を受ける必要があります。この申請に必要な書類は、子ども・子育て支援法施行規則第26条に規定されています。

【保育所に関すること】

Q 1) 新たな幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。

（法的性格）

新たな幼保連携型認定こども園（以下、単に「幼保連携型認定こども園」という。）は、幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられます。一方、保育所型認定こども園は、保育所としての認可を受けた施設であり、法律上は児童福祉施設に位置付けられますが、「学校」

としての法的位置付けはありません。

（認可・認定権限）

幼保連携型認定こども園の場合、都道府県及び政令指定都市、中核市から認可を受けることが必要です。一方、保育所型認定こども園の場合は、都道府県から、保育所としての認可と幼稚園機能を有することの認定の2つの認可・認定を受けることが必要です。

（職員の資格）

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則です（但し、新制度施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる経過措置あり）。

一方、保育所型認定こども園においては、幼稚園教諭の免許と保育士資格を併有していることが望ましいですが、併有することが必須とはなっていません。

（園長の資格）

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その園長は、「教諭免許状（専修免許状又は一種免許状）」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有し、5年以上の一定の教育職・児童福祉事業の経験者であることが必要です（但し、これと同等の資質を有する者も認める）。

一方、保育所型認定こども園の園長は、特に規定はありませんが、運営費の基準において、施設長は、「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」となっています。

なお、幼保連携型認定こども園は学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であることから、園長は1人となります。

（施設設備基準）

幼保連携型認定こども園の認可基準については、新規に策定することとしています。保育所等の既存施設から移行する場合については、特例措置が設けられています。

Q2）保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも1号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょう。

幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として法令上位置付けられており、3歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に提供

する施設であるため、2号定員を設定すれば幼保連携型認定こども園としての最低限の目的は達成することが可能です。このため、1号定員及び3号定員の設定は必須とはしないこととしています。

Q3) 保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とする子どもについても直接契約となるのですか。

認定こども園は類型に関わらず、施設の設置者と保護者との直接契約となるので、保育所型認定こども園の保育を必要とする子どもについても、市町村の利用調整を経た上で施設の設置者と保護者との直接契約となります。

Q4) 保育標準時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

新制度における保育標準時間認定の子どもについては、原則的な保育時間を8時間としつつ、通勤時間や休憩時間を考慮し、最大で11時間の保育を保障することとしています。現行制度においても、11時間の開所を求めているところですが、これへの対応として

- ①保育所運営費として、保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、配置基準上の人数を超えて1人常勤保育士を加配しているほか、
- ②延長保育促進事業の基本分としても開所時間の始期・終期の前後の時間帯での保育需要に対応するため、11時間の開所時間内に保育士（常勤1人相当）を加配するための補助を行っているところです。

新制度においては、現行制度で措置している常勤保育士1人分の加配を継続するとともに、開所時間の範囲内にもかかわらず延長保育の一部とされて分かりにくいと指摘されている延長保育基本分として措置されている常勤職員1人分に相当する費用を基本的な給付費・委託費の中に組み入れる形で整理し直すこととしています。

さらに、これらに加えて、保育士の勤務シフトを組みやすくし、保育士の負担軽減、保育士確保を促進するため、8時間を超える3時間分の非常勤保育士を加配する措置を講じることとしています。

Q5) 保育短時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

職員の勤務体制等を考慮し、現行の保育所運営費の水準をベースに設定することとしています。

Q 6) 保育短時間認定の子どもの受け入れについて、保護者の個々の就労実態に対応して8時間受け入れることが必要でしょうか。それとも、保育短時間児の保育時間を園として一律に設定してよいのでしょうか。また、延長保育との関係はどうなるのでしょうか。

保育短時間認定の子どもの保育時間（利用時間）については、施設ごとに、例えば9時～17時までといった一律の時間帯を設定していただくことを想定しています。その時間帯以外の利用については延長保育として取り扱っていただくことになります（子ども・子育て支援法第59条第2号を参照）。

Q 7) 保育所や認定こども園に対する施設整備費補助はどうなるのですか。また、公定価格における減価償却費加算との関係はどうなるのでしょうか。

保育所に対する施設整備費補助については、新制度においても、改正後の児童福祉法第56条の4の3第2項に規定する施設整備補助金の仕組みを維持することとしています。

その上で、施設整備費補助金を受けていない施設については、公定価格の中で施設整備費補助の水準等を踏まえた加算制度を設け、長期間に平準化した形で施設の設置コストに対する支援を行うこととしています。

また、認定こども園に移行する際に必要であるものの、保育所に対する施設整備費補助の対象とならない施設整備については、現在、安心こども基金の認定こども園整備事業（幼保連携型認定こども園の幼稚園、又は幼保連携型の要件を満たす幼稚園型認定こども園の保育所機能部分や保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の新設・修理・改造に対する補助）で支援を行っていますが、平成27年度以降の取扱いについては、予算編成過程等で検討することとなります。

Q 8) 現に保育所に入所している児童については、保育短時間認定の対象となる場合であっても保育標準時間認定しても良いでしょうか。

現に保育所に入所している児童については、客観的には保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができ経過措置を設けることとしています。

Q 9) 例えば1日8時間・1か月14日勤務の場合のように、1か月の就労時間数のみで認定すると保育短時間認定の対象となるが、勤務日によっては8時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合、延長保育の利用による利用者負担発生の負担を避けるため、市町村の判断により保育標準時間認定を行うことは認められますか。また、例えば1日の就労時間は5時間ですが勤務時間帯が午後1時から6時までのため、保育の利用時間は8時間未満であるものの、施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯（例えば午前9時～午後4時）を超えて施設を利用せざるを得ない場合はどうでしょうか。【追加】

保育必要量の認定に当たっては、1か月当たりの就労時間が120時間以上であれば原則として保育標準時間認定、120時間未満であれば原則として保育短時間認定として認定することとしています。一方で、ご指摘のように1か月の就労時間は120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としている場合であって、保育短時間認定を行うことが適当でないと市町村が認めるときは、市町村の判断により保育標準時間認定とすることも可能であると考えています。なお、1日の就労時間は8時間未満ですが、勤務時間帯との関係から施設が設定する保育短時間認定に係る利用時間帯を超えて施設を利用せざるを得ない場合の取扱いについては、延長保育事業との関係も含め、考え方を整理の上、追ってお示しすることとします。

Q 10) へき地保育所に対する現行のような補助はなくなるとのことですが、認可化が困難な場合はどうするのですか。【追加】

地域型、施設型給付の対象となるよう認可化を目指していただくことが基本ですが、それが困難な場合は、特例給付等、へき地保育所が運営を継続できるよう検討します。

【認定こども園に関すること】

Q 1) 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。

認定こども園において受け入れる子どもの対象年齢については、例えば満3歳以上児のみを入園対象とすることなど、各園の判断で設定することができます。

Q 2) 現在、幼保連携型認定こども園で、満3歳以上の保育に欠ける子どもの定員を設定していない場合、2号定員を設定しないままでも、27年4月から、新幼保連携型認定こども園に移行することはできますか。

幼保連携型認定こども園においては、2号定員を必ず設定していただくことが必要となりますので、現行の幼稚園部分に在籍する共働き家庭等の子どもの利用状況等を勘案し、幼稚園部分の定員を適切に1号・2号に区分するなどにより設定してください。(幼稚園型認定こども園については、【その他 認定こども園に関すること】Q 3参照)

Q 3) 幼稚園型認定こども園については、2号認定を設定することは必要ですか。

幼稚園型認定こども園については、幼稚園にいわゆる認可外保育施設を併設する場合(接続型・並列型)と、幼稚園の中で保育を必要とする子どもを受け入れる場合(単独型)がありますが、新制度のもとでは、いずれの類型も引き続き運営が認められます。

新制度では、保育の必要性の有無と年齢、保護者の利用意向等に応じて、

- ・ 満3歳未満で保育認定を受けて保育機能施設(一定規模以上の認可外保育施設等)を利用する子どもについては、3号認定子どもの定員を、
- ・ 満3歳以上の子どものうち、保育認定を受けることができ、かつ、2号認定子どもとして保育機能施設又は幼稚園を利用し、施設型給付を受ける子どもについては、2号認定子どもの定員を、
- ・ 満3歳以上のそれ以外の子どもについては1号認定子どもの定員を、

それぞれ設定することとなります。

2号定員の設定は、単独型・接続型については、幼稚園部分の定員を1号・2号に区分する方法により、並列型については、併設する保育機能施設に2号定員を設定する方法によることが一般的と考えられますが、並列型で幼稚園部分の定員をさらに1号・2号に区分することも可能です。

※ 認定こども園ではない幼稚園は1号定員しか設定できませんが、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は、いずれの類型においても、2号定員を設定可能です。

※ 幼稚園の入園資格は満3歳以上ですので、3号定員は幼稚園部分ではなく、併設の保育機能施設部分に設定する必要があります。

※ なお、並列型については満3歳未満の子どもの受入れが必須ではなく、また、単独型については、満3歳未満の子どもを受け入れることができないことから、こうした場合は、3号定員の設定がないことがあり得るものと考えます。

このように、基本的には、幼稚園型認定こども園も2号定員を設定することとなりますが、

- ・ 幼稚園から認定こども園の移行初期段階のため、保育認定を受ける子どもが低年齢

児しかいない場合や、

- ・ 保護者の就労状況が変化したり、保護者の就労頻度が低く「教育標準時間に係る施設型給付」に「幼稚園型の一時預かり事業」の利用を希望する場合など、結果的に2号認定を受ける子どもがいない場合

には、極めて例外的に2号定員が設定されないこともあり得、また、あらかじめ2号定員を設定していても、結果として2号認定の子どもの利用がないことも想定されます。

Q 4) 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。

現行の認定こども園の開園日や開園時間は、保育認定の子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めることとされており、幼稚園型を含む既存3類型については基本的には変更ありません。

新たな幼保連携型認定こども園については、日曜・祝日以外について、1日11時間開園することを原則としつつ、保育の利用希望がない場合など、就労の状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することを可能としています。

なお、公定価格の取扱いにおいて、常態的に土曜日を閉所する場合については、公定価格の減額調整を行うこととなります。また、保育標準時間認定の子どもが11時間の利用を必要とする場合には、施設型給付の範囲内で対応することが必要となります。

Q 5) 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで、学級を分ける幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能ですか。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能ですか。

教育時間について編制する学級については、原則として、1号・2号を区別せず一体的に行うことを想定しています。また、異年齢での学級編制については、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則としつつ、地域の実情等に応じた、弾力的な対応が可能です。

Q 6) 幼保連携型認定こども園では、満3歳に到達した子どもについて、学級編制を行う必要がありますか。また、行う場合、公定価格は、現行2歳児または3歳児のいずれの水準となりますか。

満3歳に到達した子どもについては、学級編制を行う必要はありますが、その編制の方法については、各園において、子どもの状況等を踏まえ、弾力的な取扱いを認めることと

しています。

（想定される対応例）

- ①年度中は3歳未満児クラスに入る。
- ②3歳児学級（年少）へ移る。
- ③3歳児学級（年少）とは別に満3歳児学級を設ける等

また、公定価格の取扱いについては、

・教育標準時間認定の場合、原則は3歳児（20：1（質改善が実現された場合には、加配として15：1まで可能））での配置としつつ、当該年度内は2歳児並みの6：1配置が実現している場合は加算することとしています。

・保育認定の場合、当該年度内は2歳児（6：1配置）と同額の単価が適用されます。

Q7）認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。

認定こども園（幼稚園型認定こども園を含む。）においては、保育認定子どもも含め、施設の設置者と保護者の直接契約となります。具体的には、保護者は市町村に施設利用希望の申込みを行い、市町村による保育の必要度に応じた利用調整を経た上で、施設の設置者と直接契約することとなります。

なお、園が自ら直接選考することは原則としてできなくなるものの、保護者は施設利用の申し込みに当たって、各施設の教育・保育の方針、内容等の情報に基づき、必要に応じて複数の施設の説明を受けたうえで施設を選択し、申し込みを行うこととなることから、各園の教育・保育の方針等に賛同した保護者が利用申し込みをすることになるものと考えられます。

Q8）今回、幼稚園の公定価格上の職員配置基準として、4・5歳児については30：1、3歳児については20：1とする方針が示されましたが、従来、35：1と定められていた認定こども園の短時間利用児の職員配置基準の取扱いはどうなるのですか。

すべての認定こども園の類型について、公定価格上の配置基準は30：1、20：1とした上で、それに満たないものは調整措置を講じることになります。

※ なお、児童福祉施設設備運営基準の認定こども園の短時間利用児に関する職員配置基準は削除する予定。

Q 9) 幼保連携型認定こども園とそれ以外の種類の認定こども園では公定価格に差は設けられるのですか。

いずれの種類の認定こども園についても、公定価格に関係する職員配置や食事の提供等の国が定める基準に大きな違いはないことから、公定価格も基本的には同じになります。ただし、国が参酌基準として定める基準に関して、国の基準よりも低い基準を条例で定めて、当該低い基準で運営がなされる等の場合は、減額調整をすることとなります。

Q 10) 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。

幼保連携型認定こども園においては、保育認定（いわゆる2号・3号認定）子どもについては食事の提供を行うことが必要です（教育標準時間認定（いわゆる1号認定）子どもについては施設の任意）。

食事の提供にあたっては自園調理が原則ですが、満3歳以上の子どもについては一定の条件下で外部搬入が可能です。その場合は、独立した調理室でなく、現行の保育所と同様、加熱、保存等の調理機能を有する設備で代替可能です。また、自園調理による食事提供対象人数（1号認定子どもに食事の提供を行う場合は、当該1号認定子どもの数も含む）が20人未満の場合は、独立した調理室ではなく、必要な調理設備で代替可能です。

また、保護者が希望する場合や行事の日などにおいては、弁当持参による対応が認められます。

なお、幼保連携型以外の認定こども園の3類型については、各都道府県の条例等により、これと異なる基準となっている場合があります。

Q 11) 認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。

認定こども園への移行に伴い、必要となる施設整備に対する支援としては、安心子ども基金により、以下の財政支援メニューを用意しています。

- ①保育所緊急整備事業（保育所の施設整備費に対する補助）
- ②賃貸物件による保育所整備事業（賃貸により保育所を設置する場合の改修費等に対する補助）
- ③認定こども園整備事業（幼保連携型認定こども園の幼稚園、又は幼保連携型の要件を満たす幼稚園型認定こども園の保育所機能部分や保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の新設・修理・改造に対する補助）
- ④幼稚園耐震化促進事業（認定こども園を構成する幼稚園（予定含む）の改築・増改

築（耐震化）に対する補助）

このうち、認定こども園の保育所機能部分の整備費事業は、従来、1歳以上の全年齢の子どもを受入れることを条件としていましたが、平成25年10月18日付け要綱改正により、その条件は廃止しています。

なお、新制度実施後は、上記①については、児童福祉法に新設される交付金として基本的には継続し、新たな幼保連携型認定こども園の整備もこれに含まれる予定です。また、上記②から④までの平成27年度以降の取扱いについては、予算編成過程等で検討することとなります。

また、施設型給付費の加算として「減価償却費加算」を設定することにしており、施設整備費による補助を受けずに自己資金等により整備を行う場合には、施設整備費補助と同水準程度の費用を長期にわたって平準化した形で受けとることも可能です。

Q12) みなし認可を受けることとなる現行の幼保連携型認定こども園で「幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園・△△保育園」と名乗っている園は、単一の施設に移行することによって現状どおりの名称を名乗ることは認められなくなるのでしょうか。

みなし幼保連携型認定こども園が現行の名称（「幼稚園」や「保育園」という文字を含む）を引き続き用いることについては、「幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園・△△保育園」という名称を用いることは法令上可能ですが、施設として一体となることを踏まえると、単一の施設である幼保連携型認定こども園として単一の名称としていただくことが望ましいと考えています。

なお、幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示することとされています（幼保連携型認定こども園認可基準第11条）。

Q13) 幼保連携型認定こども園を運営する法人の一本化に伴い転籍する職員の退職金はどうなるのですか。

現在の退職金に係る共済制度については、社会福祉法人については医療福祉機構の退職手当共済制度の対象となり、学校法人については各都道府県に設けられている私学退職金団体の退職金共済制度の対象となっています。既存の幼保連携型認定こども園が、新制度の幼保連携型認定こども園となるため、新制度の施行までに学校法人又は社会福祉法人に一本化する際に、現行制度では、両制度間における勤続年数の通算が認められておらず、法人間の転籍に際し、職員を一旦退職させて退職手当を支給する取扱いとなることから、勤続年数が通算できずに職員が不利益を受けるといった問題があります。

この問題については、幼保連携型認定こども園を設置するために法人を一本化する場合

には、従来から加入していた医療福祉機構又は私学退職金団体の制度に引き続き加入することができるよう、法令上又は規約等の手当を行うことで対応できないか、検討を進めているところです。できるだけ早期に検討結果についてお示しできるようにしたいと考えています。

なお、医療保険（短期給付）や年金保険（長期給付）については、学校法人は私学共済、社会福祉法人は健康保険と厚生年金に加入することとなり、年金保険の被保険者期間は通算されることとなります。

Q 1 4）幼保連携型認定こども園においては、3歳未満の子どもの保育を担当する職員も保育教諭でなければならないのでしょうか。

3歳未満の子どもの保育を担当する者も保育教諭となります。したがって、原則として、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両者が必要となります。

Q 1 5）幼稚園教諭の免許更新の手続きを行っていない幼稚園教諭の取扱いはどうなりますか。新制度移行に伴う経過措置は講じられますか。

旧免許状（平成 21 年 3 月 31 日までに授与された免許状）を所持している者で、更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過し、さらにその後に更新講習修了確認を受けていない者についても、認定こども園法の施行の日から 5 年間（経過措置期間）については、保育教諭となることができます。ただし、その場合には、経過措置期間が終了するまでの間に、更新講習を受講し、更新講習修了確認を受ける必要があります。（認定こども園法附則第 5 条第 3 項）

なお、幼稚園教諭免許状を保有している保育士で、児童福祉法第 39 条 1 項に規定する保育所等に勤務する者は免許状更新講習を受講することができます。（免許状更新講習規則第 9 条第 2 項第 2 号）

Q 1 6）幼稚園教諭免許の二種免許状のみ所有している者は、幼保連携型認定こども園の園長にはなれないのでしょうか。

単に幼稚園教諭の二種免許状を有しているだけでなく、例えば、幼稚園の園長、保育所の長又は認定こども園の長として、これらの施設を適切に運営してきた者や、幼稚園、保育所又は認定こども園の職員として、長年、教育、保育又は子育て支援に従事してきた者、地方公共団体や関係団体等による園長研修等を受講し、園長となるための識見を身につけた者など、幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、認定こども園法施行規則第 12 条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると設置者

が認めた者については、園長となることが可能です。

Q 1 7) 認定こども園には子育て支援事業の実施が義務付けられていますが、地域子育て支援拠点事業を重ねて委託することは可能ですか。

認定こども園・幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の1つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業です。「週3日以上・1日5時間以上の開所」「専任職員2名以上配置」などの事業要件を満たせば、認定こども園でも、地域子育て支援拠点事業を受託することができます。現に、平成25年度には、拠点事業のうち140か所は、認定こども園を実施場所としています。(平成26年6月末時点の集計状況)

地域子育て支援拠点事業は、現在約6,000か所ですが、消費税財源を投入し、将来的には中学校区に1か所(全国で10,000か所)を目標として、整備を進めることとしています。

市町村におかれては、現在地域子育て支援拠点事業を委託している幼稚園や保育所が認定こども園に移行するに当たり、同事業の委託をやめるようなことが決して無いよう、強くお願いいたします。

Q 1 8) 遠隔地に分園を持っている法人が幼保連携型認定こども園になる際の分園の取扱いはどうなりますか。

保育所における分園の設置認可にあたっては、本園・分園それぞれで基準を満たすことを基本としつつ、嘱託医や調理員に係る特例を設けていますが、それらの取扱いを踏まえて今後整理してお示しします。

Q 1 9) 各類型の認定こども園が、新制度に移行しない場合に、私学助成(一般補助)や保育所運営費は受けられますか。

いずれの類型の認定こども園についても、施設型給付の対象施設として子ども・子育て支援法に基づく確認を受けることを想定しており、国としては、私学助成(一般補助)や保育所運営費を継続する予定はありません。

Q 2 0) 減算調整されるのは、施設全体の利用定員が 120%超の場合か、それとも 1 号、2 号、3 号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。

また、減算するのは 120%を超えた分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。

(例：認定こども園の施設全体で 100 人利用定員のところ、2 年間 130%の実利用がある。1 号は定員どおり 30 人、2 号は定員 40 人のところ 52 人、3 号は定員 30 人のところ 48 人いる場合)

認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1 号の利用定員と、2・3 号の利用定員を分けて考えることになります。(2・3 号は合計の定員)

※例の場合は、2 号と 3 号の超過率が 143% (2・3 号の合計の定員 70 人に対して 100 人が利用) となっており、これが 2 年間連続で 120%超の場合には 2・3 号の公定価格全体を減算 (120%以下の児童も含め) することになります。(1 号の公定価格は減算しません。)

Q 2 1) 認定こども園を利用している保護者の就労状況が変化し、2 号認定から 1 号認定に変更になった場合、1 号認定から 2 号認定に変更になった場合、それぞれどのような取扱いとなりますか。利用定員に空きがない場合には、退園しないといけないのでしょうか。

保護者の就労状況が変化し、支給認定区分が変更となった場合でも、子どもが通う施設の変更はできる限り避けることが望ましいと考えています。

特に、認定こども園の場合、保護者の就労状況が変化しても、継続して同一の施設で教育・保育を受けることがメリットのひとつであることから、利用定員に空きがある場合はもちろんのこと、利用定員に空きがない場合であっても、一定の範囲内であれば、一時的な定員超過を認める柔軟な取扱いとすることにより、認定こども園の継続利用を可能とする方針です。

Q 2 2) 保育教諭に対する教育公務員特例法に基づく新規採用者研修及び 10 年経験者研修については誰が実施主体になるのですか。その内容や方法については、国が方針やモデル等を示す予定はあるのですか。また、今まで保育士として勤務していた職員が新たに保育教諭となった場合、新規採用者研修を受ける必要はあるのですか。【追加】

公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対しては、都道府県知事又は政令指定都市の長が、新規採用教員研修及び 10 年経験者研修を実施することとされています。しかしながら、従来、公立幼稚園の教諭に対する研修は教育委員会が実施しており、教育委員会は、教諭に対する研修の実施に当たっての専門的知見を有していると考えられることから、都

道府県知事又は政令指定都市の長が保育教諭に対する研修を実施するに当たっては、教育委員会との連携・協力を十分に図ることが望ましいと考えます。なお、各都道府県の判断により、首長部局の事務の全部又は一部を、教育委員会に委任・補助執行することも可能です。

新規採用者研修は、教育公務員特例法において、採用した日から起算して１年に満たない者に対して行うこととされていますが、ここでいう採用とは、教員でない者が教員となることを指すものであることから、保育所などの児童福祉施設における保育士としての勤務経験があっても、新たに保育教諭となった場合には、「採用」に当たることとなり、研修の対象となります。また、５年間の経過措置として保育士の資格のみ有する保育教諭についても対象となります。さらに、現在の保育教諭としての担当が３歳未満児であっても、該当者は研修の対象となります。ただし、研修の実施者において、保育士としての勤務経験を有する者については、その点を考慮した研修の内容・方法が望ましいと考えます。また、当該研修により、園の運営や子どもの教育・保育に支障が出ることをないよう配慮すべきと考えます。

保育教諭に対する研修の内容等については、幼稚園教諭に対する研修と同様、実施者において、ご判断いただくこととなりますが、文部科学省においては、これらの企画・立案の参考となるような、研修に関する情報の一元的提供を随時ホームページにて行うとともに、今後、保育教諭の研修カリキュラムの在り方について、検討してまいります。

Ｑ２３）幼保連携型認定こども園になった場合、原則として１１時間開園、土曜日開園することが必要とのことですが、土曜日も必ず１１時間開園しなければならないのでしょうか。【追加】

土曜日も１１時間開園することが基本ですが、地域の実情に応じ、特に、１１時間開所の希望がなければ、開所時間について弾力的に対応して差し支えありません。ただし、１１時間開所のニーズが存在する場合には、適切に対応する必要があります。

Ｑ２４）認定こども園のみを設置する社会福祉法人について、評議員会を設置する必要はありますか。【追加】

ご質問の点については検討中です。なお、社会福祉法人のガバナンスの問題については、現在、社会保障審議会の中で議論されているところであり、その議論の方向性も踏まえる必要があります。

Q 2 5) 認定こども園で3号定員を設定せず、満3歳に達した1号子ども・2号子どもを年度途中で随時受け入れる場合、外部搬入により食事を提供し独立の調理室を設けないことは可能ですか。【追加】

3号定員を設定せず、1号・2号定員のみを設定する場合、施設の判断により、満3歳に達した子どもを年度途中に入園させることが可能であり、満3歳以上の2号子どもの食事を外部搬入による場合には、必要な調理設備を有すれば調理室は不要です。

なお、3号定員を設定して年度当初から2歳児を受け入れる認定こども園は、調理室での自園調理が必要となります。この場合でも、幼保連携認定こども園又は幼稚園型認定こども園については、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合は、独立の調理室は不要（必要な調理設備で代替可）です。

Q 2 6) 新幼保連携型認定こども園については、園児の園児要録（仮称）の作成・保存が義務付けられていますが、0～2歳児についても園児要録への記載が必要となるのでしょうか。現行どおり児童票を作成することになるのでしょうか。【追加】

現在検討中であり、追って様式等をお示しする予定です。

Q 2 7) これまで保育を必要としない3歳未満児について認可外部分で受け入れを行っていた認定こども園が、新制度移行後も認可外保育施設の最低基準の範囲内で施設型給付とは会計を切り分けることで、引き続き受け入れることは差し支えないのでしょうか。【追加】

幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設及び地方裁量型認定こども園において、満3歳未満の保育が必要な子ども以外の満3歳未満の子どもについて、日極め、特定の曜日等に受け入れることについては、新制度の施行後においても可能です。

また、認定こども園とは別に認可外保育施設を併設することは可能ですが、保育室や教室の併用や職員の併任は認められず、それぞれの基準を満たすことが必要となります。

いずれの場合も、認定対象外の子どもの受入れですので、施設型給付の対象にはなりませんが、実施状況に応じて一時預かり事業等の支援を受けることが可能です。

Q 2 8) 処遇改善等加算について、現行の保育士等処遇改善臨時特例事業では法人の役員である所長は対象外、役員であれば対象になっていますが、学校法人が設置する認定こども園の園長の取扱いはどうなりますか。【追加】

処遇改善等加算においては、施設・事業所に勤務する全ての常勤職員の平均勤続年数等を基に算定することになっていますが、この平均勤続年数の算定にあたっては、園長の勤続年数も含まれます。

なお、処遇改善等加算については、処遇改善の実績を引き継ぐための仕組みを導入することを予定していますが、質の改善項目として実施する部分(0.7兆円の範囲では平均+3%)については、現在、実施されている保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、計画の策定や実績の報告等を求め、確実に賃金改善に充ててことを要件とする方向です。

この「賃金改善」の対象となる職員については、現行の保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、法人の役員である職員を除く方向です。(法人役員でない園長は含まれます。)

Q29) 認定こども園法の一部を改正する法律附則第3条による「みなし認可」を受けず、平成27年度から認可幼稚園と認可保育所等としてそれぞれ運営することとした場合、安心こども基金(保育所緊急整備事業)により整備した幼保連携型認定こども園の保育所部分の財産処分の取扱いはどうなるのですか。

同様に、安心こども基金(認定こども園整備事業)により整備した幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の財産処分の取扱いはどうなるのでしょうか。【追加】

認定こども園として運営していた学校法人が、今後、認定こども園の認定を受けずに認可幼稚園と認可保育所等でそれぞれ運営することとした場合には、原則として、国庫納付に関する条件を付して財産処分手続き(転用)を行うこととなります。

ただし、認可保育所等に転用して使用継続する場合であって、認定こども園の認定を行った都道府県等と協議した結果、次に掲げる内容を遵守するものと判断される場合については、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能とします。

①認定こども園を構成する保育所部分又は保育所機能部分については、認可保育所等に転用し、使用継続することが確実に見込まれること。なお、認可保育所等への転用を行った場合でも、当初の補助事業完了時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、所要の手続きを経ることなく財産処分を行うことはできないこと。

②転用後の認可保育所等の運営に当たっては、従前認定こども園を構成していた幼稚園と緊密な連携協力関係を構築し、3歳以上の入所児童に対して学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育の実施に努めること。

③認定こども園としての認定を辞退し、認可幼稚園及び認可保育所等として運営するに当たっては、当該趣旨を利用者・地域住民に対して周知し、理解を求めるよう努めるなど円

滑な移行に向けた措置を講じること。

Q30) 認定こども園法の一部を改正する法律附則第3条による「みなし認可」を受けず、平成27年度から認定こども園が認可幼稚園と認可保育所等としてそれぞれ運営することとした場合、安心こども基金（認定こども園整備事業、幼稚園耐震化推進事業）により整備した幼保連携型認定こども園の幼稚園部分の財産処分の取扱いはどうなるのですか。同様に、安心こども基金（認定こども園整備事業、幼稚園耐震化推進事業）により整備した保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の財産処分の取扱いはどうなるのでしょうか。【追加】

認定こども園として運営していた社会福祉法人が、今後、認定こども園の認定を受けずに認可幼稚園と認可保育所等でそれぞれ運営することとした場合には、原則として、国庫納付に関する条件を付して財産処分手続き（転用）を行うこととなります。ただし、認可幼稚園に転用して使用継続する場合であって、認定こども園の認定を行った都道府県等と協議した結果、次に掲げる内容を遵守するものと判断される場合については、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能とします。

①認定こども園を構成する幼稚園部分又は幼稚園機能部分については、認可幼稚園に転用し、使用継続することが確実に見込まれること。なお、認可幼稚園への転用を行った場合でも、当初の補助事業完了時から起算して文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、所要の手続きを経ることなく財産処分を行うことはできないこと。

②転用後の認可幼稚園の運営に当たっては、従前認定こども園を構成していた保育所と緊密な連携協力関係を構築すること。また、3歳以上の児童を受け入れる認可保育所の運営に当たっては、学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育の実施に努めること。

③認定こども園としての認定を辞退し、認可幼稚園及び認可保育所として運営するに当たっては、当該趣旨を利用者・地域住民に対して周知し、理解を求めるよう努めるなど円滑な移行に向けた措置を講じること。

【小規模保育に関すること】

Q 1) 小規模保育事業において、A 型・B 型・C 型という 3 つのタイプが設けられたのは何故ですか。また、この 3 つのタイプごとの認可基準はどのような内容でしょうか。

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応するため、既存の様々な事業形態からの移行を念頭に置きつつ、質が確保された保育を提供する観点から、小規模保育事業の認可基準を設定しています。

具体的には、様々な事業形態から新制度へ円滑に移行できるよう、保育所分園に近い A 型、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い C 型、その中間的な B 型の 3 つのタイプを設けることとしました。

また、A 型・B 型・C 型それぞれの主な認可基準は下表のとおりですが、B 型については自治体単独事業による保育事業やへき地保育所などからの移行を念頭に保育士割合については 2 分の 1 以上とし、C 型については現行のグループ型小規模保育事業からの移行を踏まえ現行の家庭的保育事業と同様の基準とし、また、保育の質を確保する観点から、全てのタイプにおいて連携施設の設定を求めることとしています。また、A 型、B 型について、小規模保育事業の特性を踏まえ、保育所の配置基準数よりも 1 名多く職員を配置することを求めています。さらに、B 型については、保育士割合を高めた場合には、公定価格が上昇する仕組みを設けることとしています。

		保育所	小規模保育事業		
			A 型	B 型	C 型
職 員	職 員 数	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1	保育所の配置基準 + 1 名	保育所の配置基準 + 1 名	0 ~ 2 歳児 3 : 1 (補助者を置く場合、 5 : 2)
	資 格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有 (1 人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又 は看護師の特例を設ける。	1 / 2 以上保育士 ※保育所と同様、保健師又 は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実 施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を 修了した保育士、保育士 と同等以上の知識及び経 験を有すると市町村長が 認める者
設 備 ・ 面 積	保 育 室 等	0 歳・1 歳 乳児室 1 人当たり 1.65 m ² ほふく室 1 人当たり 3.3 m ² 2 歳以上 保育室等 1 人当たり 1.98 m ²	0 歳・1 歳児 1 人当たり 3.3 m ² 2 歳児 1 人当たり 1.98 m ²	0 歳・1 歳児 1 人当たり 3.3 m ² 2 歳児 1 人当たり 1.98 m ²	0 歳 ~ 2 歳児 いずれも 1 人 3.3 m ²
	給 食	自園調理 ※公立は外部搬入可 (特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入 可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入 可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入 可) 調理設備 調理員
利 用 定 員		20 人以上	6 ~ 19 人	6 ~ 19 人	6 ~ 10 人 経過措置あり
連 携 施 設			連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり	連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり	連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり

Q 2) 小規模保育事業においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、弁当持参や外部搬入は一切認められないのですか。

小規模保育事業においては、A型・B型・C型に共通して、自園調理を行うことが原則ですが、自園内での調理業務を外部の事業者へ委託することは可能です。

園外で調理された給食の搬入（外部搬入）は原則として認められませんが、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院から搬入することは可能です。また、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、例外的に学校（給食室）や学校給食センターからの搬入も認めることとしています。

また、現在自園調理を行っていない事業から新制度に移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に自園での調理体制を整える前提で、弁当持参や外部搬入を認める経過措置を設けています。

Q 3) 小規模保育事業においては、連携施設を設けることが必要であると聞きましたが、連携施設の役割はどのようなものでしょうか。

小規模保育事業については、小規模であることや原則として3歳未満児を受け入れの対象としているという事業の性格を踏まえ、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿の役割を担う連携施設を設けていただくこととしています。（連携施設を設定することが認可の要件のひとつとなっています。）

上記①の「保育内容の支援」の具体例としては、連携施設で調理した給食の搬入、連携施設の嘱託医による合同健康診断、園庭開放、合同保育、小規模保育の保育士が急病の場合などにおける後方支援などが考えられます。

また、上記②の「卒園後の受け皿」については、小規模保育事業を卒園した後、確実な受け皿（転園先）があることが保護者の安心感や事業の安定性を確保していく上で、極めて重要であることから、連携施設に求める重要な役割として位置付けています。なお、連携施設における小規模保育事業からの受け入れのルールについては、地域における必要性に応じて、市町村が定めることとしています。

Q 4) 連携施設は1か所にする必要がありますか。複数の施設を連携施設として設定することは可能ですか。また、連携施設側が、複数の小規模保育事業の連携施設となることは可能ですか。

小規模保育事業が設定する連携施設は、必ずしも1か所に限定する必要はありません。複数の施設を連携施設として、複数の施設で卒園後の受け皿を確保することも可能です。

し、連携施設側が複数の小規模保育事業の連携施設となることも可能です。

なお、小規模保育事業と連携施設との連携内容については、優先的な利用枠の設定などの内容を明確にすべきことから、①連携施設から給食の外部搬入を行う場合、②合同で嘱託医の健診を受ける場合、③優先的な利用枠を設ける場合、には、協定書などの締結を求めることとしています。

Q 5) 小規模保育事業や家庭的保育事業において、連携施設を設定できない場合でも認可を受けることはできますか。【追記】

小規模保育事業者と教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者との間で調整し、設定することが基本となります。しかしながら、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合には、小規模保育事業からの求めに応じて、市町村が調整を行うこととしています。

ただし、離島、へき地等で他に教育・保育施設が存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難であると市町村が判断する場合においては、特例措置として、連携施設を設定しなくても認可を受けることが可能です。

また、第 1 期の市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である平成31年度末までの間においては、連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要であると市町村が判断した場合、市町村は連携施設の設定を求めないことができる、という経過措置を設けています。

したがって、新制度施行後 5 年間の経過措置期間中は、保育の供給量が需要量を上回っている等の法律で定められた要件に該当する場合を除き、連携施設設定の要件以外の認可基準を満たしている限りは認可を受けることができます。

Q 6) 地方単独事業で実施している認可外の保育施設（東京都の認証保育所など）は、連携施設として認められますか。

連携施設は、認定こども園、認可幼稚園、認可保育所に限られますので、自治体による公的支援の対象となっている認可外の保育施設であっても、連携施設としては認められません。

なお、現に認可外の保育施設と連携して事業を行っているような場合、平成 31 年度末までは連携施設の設定を求めなくてよい経過措置を設けていることから、その間に新たな連携施設を見つける、あるいは現に連携している認可外の保育施設に認可施設に移行していただくなどの対応が考えられます。

Q 7) 小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。
また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。

3歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児としています。(他の地域型保育事業も同様)

ただし、例えば、過疎地やへき地などで近くに教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)がない場合や、きょうだいで別々の施設に通園せざるを得ない場合など市町村が特に必要と認めた場合には、3歳以上児を受け入れることも可能です。

Q 8) 現在、実施されているグループ型小規模保育事業では、最大で15人(3グループ)までを限度に実施されているにもかかわらず、小規模保育事業C型の利用定員が10人以下とされているのは何故ですか。10人以下だとグループ型小規模保育事業からの移行が困難になりませんか。

現在、実施されているグループ型小規模保育事業からの移行を念頭に置いた小規模保育事業C型については、小規模保育事業の中でも、より小規模で家庭的な雰囲気での保育を重視した形態であることや、グループ型小規模保育事業の平均定員規模は9.5人、平均入所児童数は8.3人となっている実態を踏まえ、小規模保育事業C型の利用定員は最大で10人以下としています。

ただし、現状においては10人を超える施設が存在することに配慮して、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までは、「15人以下」とする経過措置を設けています。

Q 9) 小規模保育事業を利用する子どもが3歳になったが、卒園後の受け皿が見つからない場合、引き続き、特例給付を受けて小規模保育事業を利用することは可能ですか。

小規模保育事業を利用する子どもについては連携施設を設定して、卒園後の受け皿を確保することが求められますが、連携施設の設定については、5年間の経過措置が設けられているところです。

経過措置期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で、特例給付を受けて、引き続き、小規模保育事業を利用することは可能です。

【家庭的保育に関すること】

Q 1) 現行の保育ママ制度は、新制度ではどのようなになりますか。

現行の保育ママ制度は、新制度における家庭的保育事業に移行することを想定しており、市町村から認可及び確認を受けることによって、利用定員5人以下の家庭的保育事業として、公的な財政支援である地域型保育給付を受けることができます。

Q 2) 新制度の給付対象となる家庭的保育事業の職員の配置基準や設備などの基準はどのような内容ですか。保育従事者は保育士資格が必要ですか。

家庭的保育事業の職員配置基準や設備等についての主な基準は以下の表のとおりです。

また、保育に従事する家庭的保育者は、必ずしも保育士資格を必要としませんが、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了が必要となります。また、家庭的保育補助者にも、必要な研修を受けていただくことになります。

職員	職員数	0～2歳児 3：1 家庭的保育補助者を置く場合 5：2
	資格	家庭的保育者（＋家庭的保育補助者） ＊市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり 3.3㎡
処遇等	給食	・自園調理（連携施設等からの搬入可） ・調理設備 ・調理員（3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可）

Q 3) 家庭的保育を行う保育者や保育補助者に求められる研修はどのような内容ですか。

すべての家庭的保育者及び家庭的保育補助者は、基礎研修を修了することが必要です。また、保育士以外の家庭的保育者については、基礎研修に加えて認定研修の修了が必要です。

研修の内容については、現行制度で行われている以下の内容を基本としつつ、今後、

研修の実施体制も含め、検討していくこととしています。

	基礎研修	認定研修	
受講者	すべての 家庭的保育者 家庭的保育補助者	保育士以外の者（基礎研修に加えて受講）	
		看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（１年以上）	家庭的保育経験のない者、家庭的保育経験者（１年未満）
内容	講義等 21 時間＋ 実習 2 日間以上	講義等（40 時間）＋保育実習（Ⅰ）48 時間の計 88 時間	講義等（40 時間）＋保育実習（Ⅰ）48 時間＋保育実習（Ⅱ）20 日間

Q 4）家庭的保育における食事は、弁当持参は認められますか。自園調理を行わなければならないとすれば、保育者の負担が重くなることが懸念されますが、保育者とは別に調理員を置けるのでしょうか。

家庭的保育における食事は、自園調理（給食）を行うことが原則となります。しかしながら、現行の保育ママ事業においては、半数近くが弁当持参で対応していることを踏まえて、現在、自園調理を行っていない事業から新制度に移行する場合は、第 1 期の市町村事業計画の終期である平成 31 年度末までの間に自園調理の体制を整えることを前提に、自園調理を行わず、弁当持参を認める経過措置を設けています。また、連携施設から給食を搬入することも認められます。

自園調理を行うために必要な体制の確保については、保育者とは別に調理業務に従事する調理員を配置することを基本とし、その費用は公定価格において算定することとしています。また、保育を受ける子どもが 3 人以下の場合は、家庭的保育補助者が調理業務に従事することが可能です。

【事業所内保育に関すること】

Q 1）事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるためには、どのような要件を満たす必要がありますか。

事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるには、国が定める職員や設備等の基準（下表参照）を踏まえ、市町村が条例で定める認可基準を満たした上で、従業員枠（事業所の従業員の子どもが対象）の他に、地域枠（地域の保育を必要とする子どもが対象）を設けることが必要となります。

職員	職員数	【定員 19 名以下の施設】 小規模保育事業 A 型、B 型の基準と同様
	資格	
設備・面積	保育室等	【定員 20 名以上の施設】 保育所の基準と同様
処遇等	給食	自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員

具体的な地域枠の定員については、事業所内保育所全体の定員規模区分に応じ、以下の表に示した国が定める基準を目安として市町村が地域の実情に応じて設定することになります。

定員区分		地域枠の定員
1 名～10 名	1 名～5 名	1 名
	6 名・7 名	2 名
	8 名～10 名	3 名
11 名～20 名	11 名～15 名	4 名
	16 名～20 名	5 名
21 名～30 名	21 名～25 名	6 名
	26 名～30 名	7 名
31 名～40 名		10 名
41 名～50 名		12 名
51 名～60 名		15 名
61 名～70 名		20 名
71 名～		20 名

Q2）事業所内保育所全体の定員が20人以上であっても、地域型保育給付を受けることは可能ですか。

事業所内保育事業は定員に関する規制は特段設けられておらず、事業所内保育所全体の定員が20人以上の場合でも、地域型保育給付を受けることは可能です。

Q3）複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となりますか。

複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となります。

ただし、この場合においては、①認可を受ける設置者となる企業（主たる設置・運営主体である企業）を1つに特定すること②従業員枠の配分・利用方法及び運営コストの負担、有効期間について、取り決めを行っておくことが必要であり、これらの内容を協定書等の形で締結し、明確にしておくことが必要です。

Q 4) 新制度の給付対象事業となる事業所内保育所においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、その調理施設（設備）として、社員食堂を活用することは認められますか。

事業所内保育所においても、原則として、自園調理（給食）が必要となります。このため、定員 20 名以上の場合には調理室の設置が、19 名以下の場合には調理設備の設置が必要となります。

この調理施設（設備）については、事業所内保育所の特性にかんがみ、離乳食やアレルギー対応など乳幼児に対する食事の提供が適切に行われることを前提に、社員食堂を調理施設（設備）として活用することも認められます。

Q 5) 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となった場合、従業員の子どもも含め、給付の対象になるのでしょうか。また、従業員の子どもに対する給付と地域の子どもに対する給付ではその水準に差が設けられるのでしょうか。

事業所内保育所が市町村の認可・確認を受けて地域型保育給付の対象事業となった場合には、従業員枠の子どもを含め、事業所内保育所を利用する保育認定を受けた全ての子どもが給付の対象となります。

ただし、従業員の利用については、福利厚生・人材確保の側面もあることから事業者が一定の負担を求めることとし、公定価格の仮単価において、従業員枠の子どもに対する金額は地域枠の子どもに対する金額の 84%となっています。

Q 6) 従業員の子どもの保育料を、地域の子どもの保育料よりも安く設定することは認められますか。

従業員枠の子どもの保育料については、市町村が定める額を上限として、各企業の判断の下、事業主が設定することとしています。したがって、事業主が福利厚生・人材確保の一環として、事業主の負担において、従業員利用者の保育料を地域の子どもの保育料よりも安く設定することも可能です。

Q 7) 年度途中に従業員の子どもの保育利用の希望があった場合であって、従業員枠が既に埋まっているような場合、地域枠を活用するなどして受け入れることはできますか。

本来、従業員のために設置している事業所内保育所において、年度途中に従業員の子

どもが利用できず、復職の支援の妨げとならないよう、定員弾力化によって、柔軟な受け入れが可能となるよう配慮することとしています。

具体的には、従業員枠の定員が既に埋まっているが、地域枠に空きがある場合、地域枠を活用して受け入れることが可能です。なお、その結果、地域枠の定員も埋まってしまう、その後に地域枠の利用希望が生じた場合においても、認可基準を下回らない範囲で定員弾力化の活用を行い、全体の利用定員を超えて受け入れることも可能です。

また、年度当初から地域枠の空きがない場合でも、同様に、定員弾力化の活用による対応も可能です。

Q 8) 大学が設置する事業所内保育所において、教員の子どもの他に、学生の子どもの受け入れている場合、学生の子どもは給付の対象となりますか。

学生の子どもについても給付対象となりますが、従業員枠の扱いとなります。

Q 9) 事業所内保育所を従業員枠で利用する子どもに対する給付は、どこから受けられるのでしょうか。子どもが居住する市町村からでしょうか、それとも事業所内保育所が所在する市町村からでしょうか。

従業員の子どもについては、居住する市町村において保育認定を受けていただいた上で、居住市町村が給付を行うことになります。

Q 10) 事業所内保育事業を利用する子どもが3歳以上になった場合、引き続き、事業所内保育事業を利用することは可能ですか。

地域枠において事業所内保育事業を利用する子どもについては、連携施設を設定して卒園後の受け皿を確保することが求められますが、連携施設の設定については、5年間の経過措置が設けられているところです。経過措置期間中に連携施設が設定できず、卒園後の受け皿が見つからない場合には、定員の範囲内で特例給付を受けて、引き続き事業所内保育事業を利用することは可能です。（なお、従業員枠において事業所内保育事業を利用する子どもが3歳以上になった場合についても、特例給付を受けて、事業所内保育事業を利用することは可能です。）

Q 1 1) 事業所内保育事業について、業務委託契約を結んでいる者など、事業主が直接雇用していない場合も、従業員枠として利用できますか。

事業主が直接雇用していない場合であっても、業務委託契約を結んでいる者などに対して、実質的に自社労働者と同様に事業所内保育を行っている場合は、事業所内保育事業の対象として、従業員枠の中で利用して頂くことは可能です。

Q 1 2) 事業所内保育施設の場合、企業が別の事業者委託していることが通例ですが、その場合、認可を受ける事業者はどちらになりますか。【追加】

事業所内保育事業は、児童福祉法上、「事業主自ら設置する施設」又は「事業主から委託を受けて実施する施設」と規定されています。前者の場合は事業主が設置主体として認可を受ける（その上で運営を委託することも可能）ことになり、後者の場合は委託先の事業者が認可を受けることになります。

その場合には、認可を受けた者が児童福祉法や子ども・子育て支援法等の遵守義務等を負うことになるため、どのような運営形態で事業を実施するかについては、保育事業への関与の度合い等を踏まえて、事業主と委託先の事業者との間で決定してください。

【居宅訪問型保育に関すること】

Q 1) 新制度に基づく給付の対象となる居宅訪問型保育事業の認可基準はどのような内容でしょうか。また、居宅訪問型保育事業の利用が認められるのはどのような場合ですか。保育認定を受ければ利用可能ですか。

地域型保育給付の対象となる居宅訪問型保育についての職員配置や設備等の主な認可基準は以下のとおりです。

職員	職員数	0～2歳児 1：1
	資格	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	—
処遇等	給食	—

また、居宅訪問型保育事業は、1対1対応が基本となる事業の特性を踏まえ、保育認定を受けた全ての子どもが利用できる訳ではなく、以下に該当するような場合に利用を認める（給付の対象とする）こととしています。

- ① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合

- ② 教育・保育施設又は地域型保育事業者が利用定員の減少の届出又は確認の辞退をする場合に、保育の継続的な利用の受け皿として保育を行う場合
- ③ 児童福祉法に基づく措置に対応するために保育を行う場合
- ④ ひとり親家庭で夜間の勤務がある場合など、居宅訪問型保育の必要性が高い場合
- ⑤ 離島、へき地などであって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認める場合

Q 2) 居宅訪問型保育事業において、1 人の保育者がきょうだいなど複数の子どもを預かることは可能ですか。

居宅訪問型保育事業において、家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 1 人です。このため、きょうだいであっても、1 人の保育者が複数の子どもを預かることはできません。

Q 3) 居宅訪問型保育事業において、食事を提供する必要はありますか。

居宅訪問型保育事業においては、訪問先の居宅において保育を提供する業務形態が基本となるため、保育者による調理及び食事の提供を行うことは求めています。

Q 4) 居宅訪問型保育事業において、保育者を利用者の家庭に派遣するための交通費はどのような取扱いとなりますか。利用者から実費徴収すればよいのでしょうか。

居宅訪問型保育事業において、保育者を派遣のために要する交通費は、利用者からの実費徴収となります。

Q 5) 居宅訪問型保育事業の利用対象児童については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、障害、疾病等の要件が示されていますが、これに当てはまるかどうかの判断は誰がどのように行うのですか。【追加】

市町村が利用調整の中で判断を行うものと考えられます。

【その他地域型保育事業に関すること】

Q 1) 地域型保育事業（小規模、家庭的、事業所内、居宅訪問型保育）の保育料は、保育所を利用した場合と比べて高くなるのでしょうか。

保育料の額は、国が定める基準額を限度として各市町村が定めることになりますが、国が定める基準においては、同じ認定区分（1号・2号・3号）であれば、施設・事業の類型に関わらず同一としており、同じ年齢・所得であれば、地域型保育事業を利用した場合と保育所を利用した場合の保育料は同じになります。

Q 2) 医療法人は、新たに市町村の認可事業となる小規模保育事業や事業所内保育事業などの地域型保育事業を行うことはできないのでしょうか。【追加】

医療法人は、医療法第42条に基づく告示等において、認可保育所や認可外保育施設（地方自治体が基準を定め、その運営に要する費用の補助等をしているもの）については、事業（附帯業務）として行うことができることとなっています。

一方、子ども・子育て支援新制度で新たに市町村の認可事業となる地域型保育事業については、医療法人が行うことができるようにするためには、告示等に新たに規定する必要があることから、現在、告示等の改正を検討中です。

Q 3) 地域型保育事業における給食については、連携施設からの搬入が可能とされていますが、連携施設が外部搬入している場合、外部搬入先からの搬入は認められますか。

【追加】

食事の提供の責任は地域型保育事業を行う事業者にあり、その管理者が必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容を確保しなければならないことから、御指摘のような連携施設を介した外部搬入は認められません。

Q 4) 幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。【追加】

幼稚園に併設して小規模保育事業を実施することは可能です。その際、専用部分を区分して必要面積を確保するなどそれぞれの認可基準を満たして運営することが必要です。なお、小規模保育事業については、制度施行前から3歳未満児を受け入れている場合には、制度施行から5年を経過する日までは、経過措置として、調理員の配置や調理設備の設置は必要ないこととなっています（弁当持参による対応も可）。

Q 5) 認定こども園に併設して小規模保育事業を実施することは可能でしょうか。【追加】

認定こども園は、3号認定子どもの受入れが可能であるため、ご指摘の場合については、小規模保育事業ではなく、認定こども園において3号認定こどもの定員を設定していただくことが基本と考えられます。

その際、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園については、外部搬入を除く食事提供人数が20人未満の場合は、独立の調理室は不要（必要な調理設備で代替可）です。

なお、当該認定こども園とは異なる敷地に、同一法人が小規模保育事業を実施することは可能です。

【一時預かり事業に関すること】

Q 1) 子ども・子育て支援新制度では、一時預かり事業については、どのような内容の充実が図られるのですか。

新制度においては、現行の幼稚園における預かり保育と同様、園児を主な対象として実施する幼稚園型、児童の居宅において一時預かりを実施する訪問型を創設し、さらなる事業の充実を図る方向で検討しています。

なお、新制度の施行に先立ち、平成26年度に実施する保育緊急確保事業においては、保育所型、地域密着型、地域密着Ⅱ型について小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には担当保育士を一人以上とすることができる等の見直しを行い、「一般型」へ再編するとともに、年間延べ利用児童数が少ない施設に対する補助単価の改善を行いました。

また、保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業として受け入れることができる「余裕活用型」を創設しました。

さらに、事業開始にあたり必要となる改修等の費用や準備のための賃借料を補助する「開設準備費」を創設し事業の充実を図っています。

Q 2) 短時間の就労を理由とする一時預かり事業の利用において、その対象は、保育短時間認定の下限時間（48～64時間）に満たない就労者に限られるのですか。

保育の必要性の事由の状況に応じて柔軟な対応ができるよう、一時預かり事業において、利用に当たっての就労時間の上限時間を設定することは想定していません。

なお、共働き家庭の幼稚園利用の場合、通常の教育時間後の保育については、一時預か

りの利用により対応することを想定しています。

Q 3) 施設型給付を受けない幼稚園が行う預かり保育の支援については、私学助成と一時預かり事業のいずれが優先するのですか。【追加】

原則として、私学助成による預かり保育補助を受けることとなりますが、各幼稚園の実情に応じて、市町村と調整の上、一時預かり事業の受託（補助）を受けて実施することも可能です。

Q 4) 新制度移行後は、預かり保育は原則として一時預かり事業（幼稚園型）において実施することとなりますが、幼稚園型の補助単価はどうなりますか。【追加】

一時預かり事業（幼稚園型）の補助仮単価については、現行の預かり保育における国の私学助成と同程度の水準を維持しつつ、消費税による質改善の財源の確保の状況に応じて充実を図るという考え方を基本に、平成 26 年 9 月 11 日開催の都道府県・指定都市、中核市向け説明会資料 4 によりお示したところですので、同資料をご確認ください。

なお、平成 27 年度以降の最終的な補助単価は、今後の各年度の予算編成過程において決定されます。

Q 5) 一時預かり事業（幼稚園型）の仮単価について、長期休業期間も含め、通常単価（4 時間分）が適用されるとのことですが、長期休業期間中については休日単価（8 時間分）を適用することはできませんか。【追加】

夏休み等の長期休業期間中は、土曜日等の休日とは異なり幼稚園教諭等が勤務していることを考慮し、国の補助基準額としては、休日単価ではなく基本分単価を適用することとしています。

Q 6) 一時預かり事業の基本単価は 4 時間の利用を想定して積算しているとのことですが、子どもの利用時間が 4 時間よりも少ない場合の補助単価は同じですか、時間に応じた単価設定となるのですか。【追加】

基本分単価（通常単価・小規模施設単価）は、4 時間／日の利用を基本として設定していますが、利用時間が 4 時間未満の利用者であっても同額となります。（園として 4 時間の利用が可能な体制を整えていれば、利用者毎の利用時間に応じて基本分単価を減額しない。）

また、教育時間と一時預かり時間の合計が8時間／日の場合は、一時預かりの時間数に関わらず基本分単価（同額）を適用し、8時間を超える場合は長時間加算単価が加わります。（例えば、教育時間が5時間の日に預かり時間を3時間とする場合や教育時間が3時間の日に預かり時間を5時間とする場合のいずれも、基本分単価（同額）が適用されます。）

Q7）一時預かりの利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。【追加】

一時預かり事業の詳細については現在検討中ですが、利用料について、国として一律の基準を設けることは考えてはいませんので、各市町村が定めることを基本としつつ、市町村の判断より、各園の設定に委ねることも可能です。

Q8）私学助成での預かり保育と、市町村から委託を受けて行う一時預かり事業の違いはあるのでしょうか（現在の私学助成での預かり保育と全く同一のやり方で、一時預かり事業に移行することはできるのでしょうか）。【追加】

私学助成での預かり保育の補助要件は都道府県により異なりますが、一時預かり事業は「地域子ども・子育て支援事業」の一事業として、その実施主体は市町村となり、補助要件は全国一律の基準が適用されます（補助要件概要は平成25年12月25日の子ども・子育て会議、補助仮単価は平成26年9月11日の子ども・子育て支援新制度説明会にてお示ししたとおりです）ので、一時預かり事業に移行して実施する場合には、当該事業における要件・基準を満たす必要があります。

Q9）幼保連携型認定こども園において、現行の幼稚園預かり保育と現行の一時預かりを新制度移行後に実施する場合、一般型と幼稚園型の二つを実施することとなるのでしょうか。二つを同時に行う場合の会計処理や職員配置等が複雑になることから、どちらか一つのみで対応することは可能でしょうか。【追加】

新制度での「一時預かり事業（幼稚園型）」においては、幼稚園在園児以外の子どもも対象とする予定であり、「一時預かり事業（幼稚園型）」のみで対応可能となります。なお、幼稚園型における在園児以外の子どもに係る補助単価については、一般型の単価を踏まえつつ、今後、予算編成過程で検討します（在園児に係る補助仮単価は平成26年9月11日の子ども・子育て支援新制度説明会にてお示ししたとおりです。）。

【利用者支援事業に関すること】

Q 1) 利用者支援事業の創設に伴い、地域子育て支援拠点事業はどうなるのですか。

これまでの地域子育て支援拠点事業の「地域機能強化型」の機能を、実施内容等について拡充し、利用者支援事業に発展的に移行することとしています。したがって、利用者支援事業は、地域子育て支援拠点事業とは別に財政支援を行います。同じ事業者で両事業を行っていただく場合は、事業の運営にあたって、それぞれの事業の担当の方が相互に協力しあうとともに、事業の円滑な実施のために一体的な体制を構築していただきたいと思います。

Q 2) 地域子育て支援拠点事業「地域機能強化型」の「地域支援」機能は利用者支援事業に引き継がれるのですか。

これまでは、「地域機能強化型」において「地域支援」として、多世代間交流の促進、地域のボランティアやサークルの育成・協働、訪問支援等の地域の子育て支援機能を促進する活動の支援を行ってきました。利用者支援事業においては、この「地域支援」の機能に子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや地域の子育て資源の育成・開発等の役割を付加した「地域連携」として、拡充させました。従来、「地域機能強化型」において、「地域支援」のみを実施していた地域子育て支援拠点も、可能な限り「利用者支援」の取り組みを併せて実施し、利用者支援事業として実施していただきたいと思います。

なお、利用者支援事業を実施せずに、地域子育て支援拠点事業のみを実施する場合においても引き続き「地域支援」の取り組みが実施できるようにしていきます。

Q 3) 事業に従事するに当たり、職員は必ず研修を受講しなければならないのですか。

事業に従事する職員については、本事業を実施するに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等の維持向上を図るため、都道府県又は市町村が自ら、若しくは委託等により実施する研修を受講していただくこととしています。必要な時期に研修が開催されていないなど何らかの事情で、事前に研修を受講することが困難な場合は、事業に従事しながら研修を受講していただきます。

また、事業者におかれても職員を各種研修会等に積極的に参加させ、その資質、技能等の維持向上を図っていただきたいと思います。（これらのことは事業実施要綱の留意事項に記載しています。）

なお、現在、研修プログラムのひな形を検討しており、取りまとめ次第、各自治体宛情報提供させていただく予定です。

Q 4) 今後、利用者支援事業実施要綱以上に詳しい内容を国から示す予定はありますか。
【追記】

利用者支援事業の普及と適正な実施のため、子ども・子育て支援法の本格施行に先立ち、利用者支援事業ガイドラインを策定し、事業の目的や基本的な事業内容等について整理しました。（「利用者支援事業ガイドラインについて」（平成 26 年 10 月 6 日付府政共政第 950 号・26 文科初第 704 号・雇児発 1006 第 1 号））

本ガイドラインは、法施行後一定期間を経た後に各地域における本事業の実践を踏まえて見直し、さらに充実させることを予定しておりますが、それまでの間は本ガイドラインを参考に積極的な事業の実施に努めていただきますようお願いいたします。

【放課後児童クラブに関すること】

Q 1) 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについては、どのような内容の充実が図られるのですか。

新制度においては、放課後児童クラブの実施が所数についても量の拡充を進めていくこととしています。

また、質を確保する観点から、事業の設備及び運営について、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとなります。事業者におかれては、この条例の基準を遵守し、事業を行っていただくこととなります。

なお、新制度の施行に先立ち、平成 26 年度に実施している保育緊急確保事業では、保護者の利用意向を反映して開所時間の延長を行う放課後児童クラブに対して、追加的な財政支援を行うこととしています。

Q 2) 産業競争力会議において、放課後児童クラブを約 30 万人分拡充するとの発表がありました。今後どのように進めていくのでしょうか。

放課後児童クラブに関しては、総理からの指示を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」を策定し、厚生労働省と文部科学省が協力して総合的な放課後対策に取り組むこととしています。

いわゆる「小 1 の壁」を打破し、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブについて、新たに約 30 万人分を市町村計画の終期である平成 31 年度末までに整備することを目指します。

その際、次代を担う人材の育成の観点から、共働き家庭等の児童だけでなく、全ての児

童が多様な体験・活動を行うことができるよう、学校の余裕教室等を徹底的に活用しつつ、可能な限り、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施していきたいと考えています。

このため、全小学校区で放課後子供教室を実施できるよう整備を進め、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を平成 31 年度末までに約 1 万か所以上で実施することを目指します。

これらの目標の達成に向け、放課後子ども総合プランについては、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に位置付け、市町村において積極的に取り組んでいただくよう、国は、予算・運用の両面で後押ししていきたいと考えています。

なお、これまでの説明と同様、各市町村において、次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画と子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画とを一体的に策定することは差し支えありません。

Q 3) 小学校の余裕教室等の活用を進めるということは、放課後児童クラブ事業に民間事業者が参入しにくくなるのではないのでしょうか。

厚生労働省の調査（平成 25 年 5 月 1 日現在）では、学校の余裕教室等で事業を実施している市町村以外の運営主体（運営委員会、社会福祉法人他）は約半数という状況です。

最終的には市町村の判断となりますが、小学校の余裕教室等を活用する場合であっても民間事業者の参入を妨げるものではなく、地域の民間サービスを活用して多様なニーズに対応することは重要ですので、市町村とよく相談していただきたいと考えています。

Q 4) 基準省令で都道府県が行うこととされている放課後児童支援員の認定研修について、研修科目等の内容はいつごろ提示されるのでしょうか。また、ガイドラインの通知はいつごろ発出されるのでしょうか。

基準省令において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないとされており、現在、当該研修の内容を検討中であり、夏頃を目途に取りまとめる予定です。

また、放課後児童クラブのガイドラインについては、今後年度内を目途に通知を改正する予定です。

なお、都道府県知事が行う認定研修については、基準省令の附則において 5 年間の経過措置が設けられています。

Q 5) 放課後児童クラブの対象年齢が小 6 まで引き上げられましたが、小 6 まで受け入れなければならないのでしょうか。

各市町村では、小 4 以上の放課後児童クラブ利用ニーズを踏まえた確保方策を講じる必要がありますが、個々の放課後児童クラブに一律に小 6 までの受け入れ義務を課すものではありません。

【利用者負担に関すること】

Q 1) 園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していませんが、どのように募集を行えば良いのでしょうか。

利用者負担額（保育料等）の水準は、国においても自治体においても、最終的には予算編成過程を経て決定されるものですが、5 月 26 日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示したところであり、これを踏まえて、今年度の保育料等の水準を基本としつつ、各市町村における利用者負担額や上乗せ徴収の有無や水準などを検討の上、最終的な金額には多少の変更があり得ることを周知の上で、募集を行っていただくこととなります。

Q 2) 現行制度で行われている幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いは、新制度ではどうなりますか。

多子軽減の取り扱いについては、現行の幼稚園、保育所における取扱いと同様の措置を講じることとしています。

具体的には、教育標準時間認定の子どもについては、幼稚園年少から小学校 3 年までの範囲において最年長の子どもから順に 2 人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第 2 子について半額、第 3 子以降については無料となります。

また、保育認定の子どもについては、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に 2 人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合、第 2 子について半額、第 3 子以降については無料となります。

Q 3) 私立幼稚園が、経過措置により市町村が定める保育料よりも低い保育料を設定する場合、その差額は誰が負担することになるのでしょうか。市町村が負担をしなければならないのでしょうか。

市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している私立幼稚園（認定こども園を含む。以下同じ。）については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。

私立幼稚園にはこれまで保育料等の基準がなく、自由な保育料設定となっていることを踏まえ、現在適正な運営が行われているなどの要件に該当する場合は、市町村が定める利用者負担額よりも低い額を徴収することを認め、施設型給付費の減額は行わないとするものです。この措置は、市町村がその公費により国基準額より低減する場合には、その低減した額よりも更に低い額とすることを認めるものであり、市町村などが公費によりその差額を補填することを前提としているものではありません。

Q 4）上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。

教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格（利用者負担額を含む）によって賄われない費用については、実費徴収又は上乗せ徴収を行うことを検討していただくことになります。

これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 13 条において規定しています。

上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。

実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。

なお、徴収にあたっては、上乗せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となります。

Q 5）月途中で入退所した場合の利用者負担額の日割り計算方法については、どのように計算されますか。保育所から幼稚園（又はその逆）など異なる施設、事業への変更の場合はどうなるのでしょうか。

月途中での入退所があった場合は、給付費・委託費と同様に教育標準時間認定は 20 日、保育認定は 25 日を基本として日割り計算することになっています。また、利用先が異なる施設・事業となった場合にも、それぞれの利用者負担額を日割り計算することになります。
※計算の結果 10 円未満の端数が生じた場合は切り捨て

（教育標準時間認定の場合）

1 人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（20 日を超える場合は 20 日）÷20 日

（保育認定の場合）

1 人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（25 日を超える場合は 25 日）÷25 日

※「常態的に土曜日に閉所する場合」の調整がされている施設（事業所）においては 20 日

Q 6）公定価格の水準は、27～29 年度は各年度において変わり得るとのことですが、利用者負担額も公定価格の水準に連動して、毎年変わるのですか。

利用者負担額については、公定価格の単価と同様、最終的には毎年度の予算編成過程を経て決定されることとなりますが、公定価格の水準に連動して、国が示す利用者負担額の水準を変更させることは考えていません。

Q 7）利用者負担額の切り替え時期はいつになりますか。

利用者負担額の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が 6 月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から年度途中に切り替えることとし、具体的な切り替え時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して 9 月とします（8 月以前は前年度分、9 月以降は当年度分の市町村民税額により決定する）。

Q 8） 1 号認定の子どもに係る給食費はどのように徴収すれば良いでしょうか。【修正】

1 号認定子どもの公定価格には給食材料費が含まれておらず、給食材料費は実費徴収として徴収することが基本となります。また、人件費の不足分は特定負担額（上乘せ徴収）として徴収することが可能です。実際に費用徴収を行う際には、対象経費により特定負担額や実費に分解することなく、全体をまとめて特定負担額又は実費のいずれかにより徴収す

ることも可能です。

なお、市町村が定める利用者負担額とは別に、実費徴収等を徴収するか否かは施設の判断であり、給食に係る費用や特定負担額の費用徴収を行わないことも可能です。

Q 9) 延長保育の利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。

延長保育事業の詳細について、現在検討中ですが、基本的には現行の延長保育事業の考え方を引き続き踏襲していくことを想定しており、利用料の取り扱いについても現行と同様に各市町村又は施設・事業所において定めることになります。

Q 10) 幼稚園の学則（園則）や幼保連携型認定こども園の園則において、保育料（基本負担額）や上乗せ徴収（特定負担額）、実費徴収といった利用者負担はどのように記載すれば良いのでしょうか。【追加】

保育料（基本負担額）及び上乗せ徴収（特定負担額）については、幼稚園については学則（園則）の記載事項を定めている学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 4 条第 1 項第 7 号に、幼保連携型認定こども園については就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）第 16 条第 6 号に該当するため、学則（園則）に記載する必要があります。その際、保育料（基本負担額）については、具体の金額を記載する必要はなく、例えば、「保育料（月額） 園児が居住する市町村が定める額」といった記載ぶりとし、上乗せ徴収（特定負担額）については、これまでの各種納付金と同様に、具体の金額・費目と月額・年額・入園時等の別を記載することが考えられます（例：施設整備費（年額） 〇〇〇円、研修充実費（年額） 〇〇〇円）。実費徴収については、学則（園則）に記載する必要はありません（各園の判断により、記載することも可能です）。

なお、経過措置により、上位の階層区分について、園児が居住する市町村が定める額よりも低い保育料を設定する場合には、「保育料（月額） 園児が居住する市町村が定める額（〇〇〇円以上の階層区分に該当する場合は〇〇〇円）」というように、上限となる額を明記してください。

Q 11) 「入園受入準備費」とは、具体的にどのようなものを想定していますか。【追加】

入園受入準備費とは、内定から入園までの準備などの費用を想定しています。例えば、入学手続き関係の書類や、学級名簿等の書類作成、各種教材等の準備、入学辞退者が出た

場合の再募集・手続き等に係る経費などを想定しています。

Q 1 2) 入園に係る事務手続きに要する費用の徴収については、1号認定に関してのみ認められるのでしょうか。利用者にとっての分かりやすさ、説明のしやすさという観点から、2号・3号認定の手続きについても、事前に利用者からの同意を得た上で、費用の徴収をすることは認められますか。【追加】

市町村が利用調整を行う保育認定（2号・3号）の子どもについては、入園に係る事務手続きに要する費用について、実費徴収をすることは想定していません。

Q 1 3) 上乗せ徴収を行う場合、市町村の許可や協議は必要ですか。【追加】

特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行うに当たっては、額や徴収理由を明示し、保護者に説明・書面による同意を得ることが必要ですが、私立幼稚園や認定こども園が特定負担額の徴収（上乗せ徴収）を行う場合、市町村の許可や協議は必要ではありません。他方、私立保育所については、市町村から委託を受けて実施する性格上、市町村との協議を経て実施することが必要となります。

Q 1 4) 上乗せ徴収や実費徴収で保護者に支払いを求めることができる金額の上限はありますか。【追加】

具体的な上限額の基準はなく、上乗せ徴収は教育・保育に要する費用と公定価格の差額、実費徴収は実際の便宜の提供に要する費用について、施設の判断で、用途の説明や（文書による）同意といった適正な手続きを経た上で、保護者に支払いを求めることができます。

Q 1 5) 1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。【追加】

通園送迎加算は送迎を利用する一部の1号認定子どもにのみ加算されるのではなく、施設として送迎を実施していれば1号認定子ども全体に加算が付きます。2・3号子どももバスを利用できますし、加算額で不足する必要経費は、1～3号の区分にかかわらず、バス利用者から、同額の実費徴収を行って構いません。

Q 1 6) 私立幼稚園に係る低い利用者負担額設定に関する経過措置においては、第 4 ・ 第 5 階層のみならず、第 2 ・ 第 3 階層についても、市町村が定める利用者負担額よりも低額な利用者負担額を設定することは可能ですか。【追加】

私立幼稚園に係る低い利用者負担額設定に関する経過措置の適用を受ける園における具体的な利用者負担額については、現在の保育料等の水準を勘案して各施設が定めることとしており、ご指摘のような設定も可能と考えます。

ただし、私立幼稚園に係る低額の利用者負担設定は、あくまでも経過措置であり、施行後 5 年で見直しを行うこととしており、施行後 5 年経過時点で市町村の定める基本負担額に合わせるよう努めることが基本となることに十分留意した運用としていただくことが必要と考えます。

Q 1 7) 子ども・子育て支援法に基づく確認を受ける幼稚園における給食代やスクールバス代に係る消費税は非課税になるのでしょうか。【追加】

「施設型給付費等の支給に係る事業として行われる資産の譲渡等」として非課税となります。

Q 1 8) 保育料の多子軽減について、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合はどのようにカウントするのでしょうか。また、認定こども園を利用する場合、上の子は 1 号認定を受けて利用し、下の子は 3 号認定を受けて利用する場合はどうなるのでしょうか。【追加】

多子軽減のカウントについては、兄弟姉妹で通園する施設が異なる場合であれ、支給認定区分が異なる場合であれ、1 号認定子どもの利用者負担については小 3 から 3 歳児の範囲で第何子かをカウントし、2 号・3 号認定子どもの利用者負担については就学前から 0 歳の範囲で第何子かをカウントすることになります。

したがって、例えば、第 1 子が中 1、第 2 子が小 2、第 3 子が幼稚園の年長、第 4 子が保育所の 2 歳児だとした場合、第 3 子は小 3 以下で数えて第 2 子になるので半額、第 4 子は就学前以下で数えて第 2 子になるので半額になります。

また、例えば、第 1 子が小 2、第 2 子が認定こども園の 1 号利用、第 3 子が認定こども園の 3 号利用の場合、第 2 子は小 3 以下で数えて第 2 子になるので半額、第 3 子は就学前以下で数えて第 2 子になるので半額になります。

【利用定員・認可定員に関すること】

Q 1) 認可基準を下回らない範囲内であれば、年度当初から、利用定員を上回る受け入れを行うことは認められますか。

可能です。ただし、利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合や、利用定員を上回る状況が恒常化している場合には、適切に利用定員を見直していただく必要があります。

Q 2) 定員を超えて受入れをしています。施設型給付費は支払われるのでしょうか。

市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超えて受入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合（連続する過去 2 年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が 120% 以上の場合）には利用定員を見直す必要があります。また、見直しが行われない場合には公定価格上、定率で減額調整することになります。

（なお、この減額調整を適用する定員超過状態の起算点については、現在検討中。）

※利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化（都道府県等の認可権者の認可・届出等）も必要になります。

また、この場合の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、現在検討中です。

Q 3) 利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。

利用定員の設定（1 号～3 号の認定区分、3 号の年齢区分ごとの定員設定を含む。）は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うことになります。

その際、市町村においては、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただく必要があります。

利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する必要がありますが、具

体的な人数設定に関する全国一律の基準を設けるものではありません。

子ども・子育て支援法施行規則では、みなし確認を受ける施設・事業については、過去3年間の利用実績の提出を求めることとしており、当該実績を参考にさせていただくことが考えられるほか、定員増の認可申請・届出や認定こども園の認可・認定の申請などの予定があれば、そうした事情も反映していただくことが適切です。

なお、利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴くとともに、都道府県への協議が必要になります（みなし確認を受ける施設・事業については、省令上の義務としては都道府県への協議のみで可）。

また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、認可定員を利用定員に合わせて減少させる手続を求めるものではありません。

Q 4）利用定員は認可定員と一致させることが基本とのことですが、認可定員どおりに利用定員を設定した結果、利用定員総数（供給量）が利用見込総数（需要）を上回る、すなわち供給過剰になっても問題ないのでしょうか。こうした場合は、供給量を減らす必要はありますか。

新制度に基づく事業計画においては、需要を満たす確保方策を定めていただく必要があり、需要に対し、供給量が不足している場合は、当該不足に対応した確保方策を具体的に定めていただく必要がありますが、供給が過剰な場合に需要に応じて供給量（利用定員）を減らすことを求めるものではありません。

Q 5）定員超過の状況を踏まえ、認可定員及び利用定員を引き上げた後、需要の減少により利用人員が減少した場合、再び利用定員を引き下げることができますか。

客観的に実利用人員が減少しているなど、利用定員を引き下げることについての合理的な理由がある場合には、3月前に市町村長に届け出ることによって引き下げること可能です。

その際、実利用人員を考慮して定員設定を行う必要があり、また現に当該施設・事業において教育・保育の提供を受けていた児童に対して、定員減少後も引き続き教育・保育の提供がなされるよう、他の施設・事業者等との連絡調整等を図ることが義務づけられている点に留意が必要です。

Q 6）利用定員は、年齢別に設定する必要がありますか。また、保育標準時間・短時間ごとに設定する必要がありますか。

1号定員及び2号定員については3～5歳、3号定員については0歳と1～2歳の区分により設定することを基本としていますが、地域の実情等に応じ、市町村の判断または事業者の申請によりさらに細かい区分で設定することも可能です。

また、保育標準時間・短時間ごとの区分は設けずに設定することを基本としていますが、年齢区分と同様に、地域の実情等に応じ、市町村の判断または事業者の申請によりさらに細かい区分で設定することも可能です。